【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2023年2月6日

(UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.)

【代表者の役職氏名】 メンバー・オブ・ザ・エグゼクティブ・ボード

ジェフリー・ラーン (Geoffrey Lahaye)

ヘッド・オブ・レギュラトリー・コンプライアンス

ステファニー・ミネット (Stephanie Minet)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、

J.F.ケネディ通り33A番

(33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg,

Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健

弁護士 大西信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健

弁護士 大西信治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】

UBS(Lux)ボンド・ファンド

(UBS (Lux) Bond Fund)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】

UBS(Lux)ボンド・ファンド-オーストラリア・ドル

(UBS (Lux) Bond Fund-AUD)

クラスP-dist 受益証券

15億9,735万オーストラリア・ドル(約1,500億円)

クラスP-acc受益証券

35億3,318万オーストラリア・ドル(約3,318億円)

UBS(Lux)ボンド・ファンド - ユーロ・フレキシブル

(UBS (Lux) Bond Fund-EUR Flexible)

クラスP-dist 受益証券

9億8,872万ユーロ(約1,411億円)

クラスP-acc受益証券

15億5,632万ユーロ(約2,220億円)

UBSファンド・マネジメント (ルクセンブルグ)エス・エイ(E14900)

訂正有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

UBS(Lux)ボンド・ファンド -

アジア・フレキシブル (米ドル)

(UBS (Lux) Bond Fund-Asia Flexible (USD))

クラスP-acc受益証券

6億9,565万アメリカ合衆国ドル(約951億円)

UBS(Lux)ボンド・ファンド - ユーロ・ハイ・イールド(ユー

 \Box)

(UBS (Lux) Bond Fund-Euro High Yield (EUR))

クラス P - a c c 受益証券 (米ドル・ヘッジ)

11億664万アメリカ合衆国ドル(約1,513億円)

クラスP-mdist受益証券(米ドル・ヘッジ)

6億6,064万アメリカ合衆国ドル(約903億円)

クラスP-acc受益証券

16億8,240万ユーロ(約2,400億円)

クラスP-mdist 受益証券

9億2,624万ユーロ(約1,321億円)

- (注1) オーストラリア・ドル(以下「豪ドル」という。)、ユーロおよびアメリカ 合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、便宜上、2022年6月 30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1豪ドル =93.90円、1ユーロ=142.67円、1米ドル=136.68円)による。
- (注2)2022年9月30日付で、サブ・ファンドの名称である「フルサイクル・アジア・ボンド(米ドル)(Full Cycle Asian Bond (USD))」が「アジア・フレキシブル(米ドル)(Asia Flexible (USD))」に変更される。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2022年8月31日をもって提出した有価証券届出書(2022年9月22日付、2022年9月30日付および2022年12月23日の有価証券届出書の訂正届出書により訂正済)(以下「原届出書」といいます。)について、サブ・ファンドの投資方針および投資制限の変更に伴い設立地の目論見書が更新されたため、これらに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

(注)下線部は訂正部分を示します。ただし、全文訂正の場合は下線を付していません。

第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況

2 投資方針

(1)投資方針

<訂正前>

(前略)

各サブ・ファンドの特定の投資方針

UBS(Lux)ボンド・ファンド-オーストラリア・ドル

典型的な投資家の特性

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、環境的および / または社会的な特性を追求するサブ・ファンドへの投資を希望する投資家に適している。サブ・ファンドは国際機関および超国家的な組織、民間企業、半官半民または公共団体が発行する主に豪ドル建ての債務証券および債権により構成される分散ポートフォリオに投資する。

サブ・ファンドは、環境的および社会的な特性を推進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する欧州連合(EU)規則2019 / 2088第8条第1項に従い分類される。

投資運用会社は、強力な環境的および社会的なパフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて発行体を特定するために、UBSのESGコンセンサス・スコアを用いる。このUBSのESGコンセンサス・スコアとは、内部および認められた外部プロバイダーからのESGスコア・データの標準加重平均である。プロバイダー1社からのESGスコア・データに依拠する場合に比べて、コンセンサス・スコアによるアプローチは、サステナビリティ・プロファイルの質の妥当性が向上する。

UBSのESGコンセンサス・スコアは、環境、社会およびガバナンス(ESG)の側面に関して、該当する発行体のパフォーマンス等の持続可能性の要因を評価する。これらのESG特性は、発行体が事業を行う主要分野およびESGリスク管理の有効性に関連している。環境的および社会的な要因には、とりわけ、環境フットプリントおよび経営効率、環境リスク管理、気候変動、天然資源の使用、汚染および廃棄物管理、労働基準やサプライチェーンの検証、人的資本、ボード・ダイバーシティ、労働安全衛生、製品安全性、ならびに贈収賄および汚職防止のガイドラインが含まれる可能性がある。サブ・ファンドの各投資対象は、UBSESGコンセンサススコア(1~10の基準で、10が最高のサステナビリティ・プロファイル)を有する。

サブ・ファンドは以下のESG特性を有している。

・サブ・ファンドのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルより高いサステナビリティ・プロファイルを維持すること、および/またはUBSのESGコンセンサス・スコアの上位50%のサステナビリティ・プロファイルを有する発行体に少なくとも資産の51%を投資すること。

算出において現金および無格付の投資商品は考慮されない。

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、ポートフォリオ構築、パフォーマンスの比較、サステナビリティ・プロファイルの比較およびリスク管理のための参考として、ベンチマークであるブルームバーグAusBond コンポジット・インデックスを使用する。ベンチマークはESGの特性を追求することを意図したものではない。サブ・ファンドのサステナビリティ・プロファイルはそのベンチマークのプロファイルにより測定され、これに応じた結果内容が最低年1回、各々の月次のプロファイルから算出され、年次報告書において公表される。名称に「ヘッジ」が含まれる受益証券クラスにおいては為替ヘッジが行われた当該参照指数のバージョン(利用できる場合)を使用する。サブ・ファンドの投資対象の大部分が当該サブ・ファンドのベンチマークにより構成されることになる。投資運用会社は特定の投資機会を利用する目的で、自らの裁量により、サブ・ファンドのベンチマークに含まれていない発行体またはセクターに投資することができる。特に、市場のボラティリティまたは不透明感が高まる期間において、およびオポチュニスティックな投資対象によりポートフォリオに対して不要なリスクが増大する場合に、サブ・ファンドのリスク / リターン特性が該当するベンチマークに相対的に近づくことが予想される。

サブ・ファンドは、一般的な投資方針に従い、その資産の少なくとも3分の2を、豪ドル建てまたは各サブ・ファンドの基準通貨に対する原資産通貨の為替リスクをヘッジした、国際機関および超国家的な組織、公共団体、半官半民または民間企業が発行する債務証券および債権に投資する。

サブ・ファンドは、さらに、サブ・ファンドの資産の3分の1を上限として基準通貨以外の通貨建ての債務証券および債権に投資することができる。

サブ・ファンドは、現金および現金等価物を控除した後、サブ・ファンドの資産の3分の1を上限として短期金融商品に投資することができる。サブ・ファンドの資産の25%を上限として、転換債券、交換可能債券、株式引受権付債券および転換社債に投資することができる。

さらに、サブ・ファンドは、現金および現金等価物を控除した後、サブ・ファンドの資産の10%を上限として、持分、持分権およびワラントならびに転換権および引受権またはオプションの行使により取得する株式、その他の株式持分および利益配当証書、ならびにエクスワラント債の個別売却後の残存ワラントおよびかかるワラントとともに取得する株式に投資することができる。

権利行使または買付により取得した株式は、その取得後12か月以内に処分しなければならない。

サブ・ファンドは、合計してその純資産の20%を上限として、資産担保証券(ABS)、モーゲージ担保証券(MBS)、商業用不動産担保証券(CMBS)および債務担保証券(CDO)/ローン担保証券(CLO)に投資することができる。これに伴うリスクは「資産担保証券(ABS)/モーゲージ担保証券(MBS)の利用に関連するリスク」または「債務担保証券(CDO)/ローン担保証券(CLO)の利用に関連するリスク」の項に記載される。

各サブ・ファンドは、効率的な資産運用の一環として、「有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」の項で定める規定およびガイドラインに従い、当該項に記載されるすべての金融派生商品に投資することができる。認められる裏付商品には、特に、「ファンドが認可している投資対象」第1.1項g)に記載される商品が含まれる。

さらに、欧州連合(EU)規則2020/852(以下「タクソノミー規則」という。)に基づき、SFDR第8条第1項に従い環境的な特性を推進していると分類される金融商品は、2022年1月1日付で当該方針ならびにその投資が、どのように、また、どの程度、タクソノミー規則第3条に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する経済活動に対して行われているかに関する説明に関して追加的な情報開示を行わなければならない。ただし、信頼に値し、即時性があり、かつ検証可能なデータが存在しないため、サブ・ファンドは2022年1月1日現在、義務付けられている情報開示を行うことができない。サブ・ファンドは、タクソノミー規則第3条に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する投資を最小限の比

率で行うことを確約していない。欧州の基準における持続可能な資金調達の側面が直近で変遷していることを考慮すると、管理会社が必要なデータを入手すればこのような情報は直ちに更新される。設立国の目論見書の更新は、該当ある場合、サブ・ファンドの投資が、どのように、また、どの程度、タクソノミー規則に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する経済活動に対して行われているかを記載するために行われる。

「大きな害を与えない」という原則は、環境的に持続可能な経済活動のためのEU基準を考慮したサブ・ファンドの投資対象のみに適用される。サブ・ファンドのそれ以外の投資対象は、環境的に持続可能な経済活動のためのEU基準を考慮したものではない。

基準通貨は、豪ドルである。

UBS(Lux)ボンド・ファンド - ユーロ・フレキシブル

典型的な投資家の特性

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、主にユーロ建てであり、かつ国際機関および超国家的な組織、民間企業、半官半民または公共団体が発行する債務証券および債権により構成される分散ポートフォリオへの投資を追求する投資家に適している。サブ・ファンドは環境的および/または社会的な特性を追求する。

サブ・ファンドは、環境的および社会的な特性を推進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する欧州連合(EU)規則2019 / 2088第8条第1項に従い分類される。

投資運用会社は、強力な環境的および社会的なパフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて発行体を特定するために、UBSのESGコンセンサス・スコアを用いる。このUBSのESGコンセンサス・スコアとは、内部および認められた外部プロバイダーからのESGスコア・データの標準加重平均である。プロバイダー1社からのESGスコア・データに依拠する場合に比べて、コンセンサス・スコアによるアプローチは、サステナビリティ・プロファイルの質の妥当性が向上する。

UBSのESGコンセンサス・スコアは、環境、社会およびガバナンス(ESG)の側面に関して、該当する発行体のパフォーマンス等の持続可能性の要因を評価する。これらのESG特性は、発行体が事業を行う主要分野およびESGリスク管理の有効性に関連している。環境的および社会的な要因には、とりわけ、環境フットプリントおよび経営効率、環境リスク管理、気候変動、天然資源の使用、汚染および廃棄物管理、労働基準やサプライチェーンの検証、人的資本、ボード・ダイバーシティ、労働安全衛生、製品安全性、ならびに贈収賄および汚職防止のガイドラインが含まれる可能性がある。サブ・ファンドの各投資対象は、UBSESGコンセンサススコア(1~10の基準で、10が最高のサステナビリティ・プロファイル)を有する。

サブ・ファンドは以下のESG特性を有している。

- ・サブ・ファンドのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルより高いサステナビリティ・プロファイルを維持すること、および/またはUBSのESGコンセンサス・スコアの上位50%のサステナビリティ・プロファイルを有する発行体に少なくとも資産の51%を投資すること。
- ・UBSのESGリスク・ダッシュボードにおいて「反社会性」を示している発行体のソブリン債に 投資するサブ・ファンドの資産の割合をベンチマークの割合より低くする。「反社会性」を有する ソブリン債がベンチマークに含まれていない場合、サブ・ファンドは「反社会性」を有する一切の 発行体を保有することを認められない。

算出において現金および無格付の投資商品は考慮されない。

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、ポートフォリオ構築、サステナビリティ・プロファイルの比較およびパフォーマンス評価のための参考として、ベンチマークであるブルームバーグ・ユーロ・アグレゲート500mio+インデックスを使用する。ベンチマークはESG特性を追求することを意図したものではない。サブ・ファンドのサステナビリティ・プロファイルはそのベンチマークのプロファイルにより測定され、これに応じた結果内容が最低年1回、各々の月次のプロファイルから算出され、年次報告書において公表される。名称に「ヘッジ」が含まれる受益証券クラスにおいては為替ヘッジが行われた当該参照指数のバージョン(利用できる場合)を使用する。ポートフォリオの一部は、ベンチマークと同一の商品に同一の組入比率で投資することができるが、投資運用会社は、商品の選択においてベンチマークによる制約を受けない。特に、投資運用会社は、投資機会を有効に利用する目的で、自らの裁量により、ベンチマークに含まれない発行体の債券に投資することおよび/またはベンチマークにおける投資対象の組入比率とは異なる形でセクターにおける投資対象の比率を構成することができる。したがって、市場のボラティリティが高い期間においてサブ・ファンドのパフォーマンスがベンチマークと大きく異なることがある。

サブ・ファンドは、一般的な投資方針に従い、その資産の少なくとも3分の2を、ユーロおよび/または欧州通貨同盟(EMU)の加盟国の通貨が法定通貨とみなされる限り、各加盟国すべての通貨のいずれかの通貨建てであり、かつ国際機関または超国家的な組織、公共団体、半官半民または民間企業が発行する債務証券および債権に投資する。

サブ・ファンドは、さらに、サブ・ファンドの資産の3分の1を上限として基準通貨以外の通貨建ての債務証券および債権に投資することができる。

サブ・ファンドは、その純資産の20%を上限として、中国銀行間債券市場(「CIBM」)においてまたはボンドコネクト(債券通)を通じて取引される人民元建ての固定債券商品に対して投資することができる。これらの商品には、中華人民共和国(「PRC」または「中国」)の政府、準公共企業、銀行、企業およびその他の機関が発行し、CIBMにおいてまたはボンドコネクトを通じた直接取引が承認されている証券を含めることができる。関連するリスクは、「中国銀行間債券市場(CIBM)において取引される投資対象に関するリスク情報」および「ボンドコネクトのノースバウンド取引リンクを通じてCIBMで取引される投資対象に関するリスク情報」の項に記載される。

サブ・ファンドは、合計してその純資産の20%を上限として、資産担保証券(ABS)、モーゲージ担保証券(MBS)、商業用不動産担保証券(CMBS)および債務担保証券(CDO)/ローン担保証券(CLO)に投資することができる。これに伴うリスクは「資産担保証券(ABS)/モーゲージ担保証券(MBS)の利用に関連するリスク」または「債務担保証券(CDO)/ローン担保証券(CLO)の利用に関連するリスク」の項に記載される。

サブ・ファンドは、現金および現金等価物を控除した後、その資産の3分の1を上限として短期金融 商品に投資することができる。サブ・ファンドの資産の25%を上限として、転換債券、交換可能債券、 株式引受権付債券および転換社債に投資することができる。

さらに、サブ・ファンドは、現金および現金等価物を控除した後、その資産の10%を上限として、持分、持分権およびワラントならびに転換権および引受権またはオプションの行使により取得する株式、その他の株式持分および利益配当証書、ならびにエクスワラント債の個別売却後の残存ワラントおよびかかるワラントとともに取得する株式に投資することができる。

権利行使または買付により取得した株式は、その取得後12か月以内に処分しなければならない。

さらに、サブ・ファンドは、その資産の3分の1を上限として、新興市場の債券に投資することができる。

新興市場は、現代化された産業国になるための移行段階にある国々をいう。基本的な特徴は、平均所得が低位から中位であることと、経済成長率が全般的に高いことである。

新興市場は、初期の発展段階にあり、収用、国有化ならびに社会面、政治面および経済面が安定しないリスクが高い。新興市場の投資対象に付随するリスクは、「リスク要因」の項に記載される。このような理由から、サブ・ファンドは特に、リスクを理解している投資者に適している。

さらに、サブ・ファンドは、その資産の3分の1を上限として、低格付の債務証券および債権に投資することができる。低格付の投資対象は、平均を上回る利回りを提供するが、優良な発行体の証券への投資よりも信用リスクが高いことがある。

サブ・ファンドは、効率的な資産運用の一環として、「有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」の項で定める規定およびガイドラインに従い、当該項に記載されるすべての金融派生商品に投資することができる。認められる裏付商品には、特に、「ファンドが認可している投資対象」第1.1項g)に記載される商品が含まれる。

サブ・ファンドの投資方針の達成においては、派生商品の利用が重要な役割を果たしている。投資運 用会社は、投資戦略を実行するために、裏付となる商品を直接取得せずに、投資方針に含まれる法的に 認可される資産に投資するために、派生商品を取得することが想定される。派生商品は、組入銘柄の市 場エクスポージャーの引き上げおよびヘッジの双方のために利用される。サブ・ファンドのトータル・ エクスポージャーは絶対VaR手法を利用して測定される。サブ・ファンドの平均レバレッジは1年間 の平均で純資産総額の1,000%であるが、この水準をときに超過する可能性がある。レバレッジは利用さ れる派生商品の想定上のエクスポージャーの総額として計算され、当サブ・ファンド内の投資リスクの 水準を示唆しているとは限らない。想定元本の総額によるアプローチは、ヘッジ取引およびその他のリ スク低減戦略が含まれている可能性がある派生商品のポジションをネッティング(相殺)することを認 めない。高レバレッジの商品を利用する派生商品取引によりサブ・ファンドのレバレッジが上昇する可 能性があるものの、このことがUCITS指令に従い検証および管理されているサブ・ファンドの全般 的なリスク・プロファイルに及ぼす影響はほとんどないか全くない。投資者は「金融派生商品取引の利 用」の項に記載されるリスクに留意すべきである。これらは高いレバレッジにより特に重要である。サ ブ・ファンドは、個々の金利のカーブに関連してネットでショートまたはネットでロングのポジション を建てるために金利先物、債券先物、金利スワップ、金利先物のオプション、債券先物のオプションお よびスワプション等の金利派生商品を利用することができるが、ネットでのデュレーションをファンド 全体の水準でロングに保つ。サブ・ファンドは、個々の市場セグメント(地域、セクター、格付)、通 貨または個別の発行体においてネットでショートまたはネットでロングのエクスポージャーを建てるた めに、異なる種類の裏付資産(特定の発行体、クレジット指数、ABS指数またはその他の債券指数) のクレジット連動証券、クレジット・デフォルト・スワップ等のクレジット派生商品を利用することが できるが、ネットでのデュレーションをファンド全体の水準でロングに保つ。サブ・ファンドは特定の 債券市場に対してショートまたはロングのエクスポージャーを建てるために債券指数のトータル・リ ターン・スワップを利用することができる。さらに、サブ・ファンドはTBA取引(すなわち先渡決済 のモーゲージ担保証券(MBS))に投資する。これらは将来の特定の期日に米国政府のMBSを売買 するために利用される流動性の高い契約である。MBSは通常、米国内ではTBAとして取引される。 TBA取引の主な側面は、買い手に交付されることになる実際の証券を取引が行われる時点で特定しな いことで、これにより流動性のある先物市場を確保する。サブ・ファンドの投資運用会社は、上記に定 義される制限内で、柔軟なアプローチを採用し、組入銘柄の追加的な価値を創出するためにアクティブ な為替のポジションを取ることができる。為替戦略には自国通貨のポジションを建てることが含まれ る。自国通貨の利用にあたっては、自国通貨建ての証券の購入による直接的な利用、派生商品による間 接的な利用およびこれら双方の手法の組み合わせという選択肢を利用することができる。

サブ・ファンドは、個別の通貨における全体のポジションをネットでショートまたはネットでロングとする取決めを行う選択肢を有した上で異なる国々でエクスポージャーを引き上げるかまたは引き下げるために、為替予約契約、ノン・デリバラブル・フォワード(NDF)、為替スワップおよび為替オプション等の為替派生商品を利用することができる。

さらに、欧州連合(EU)規則2020 / 852 (以下「タクソノミー規則」という。)に基づき、SFDR第8条第1項に従い環境的な特性を推進していると分類される金融商品は、2022年1月1日付で当該方針ならびにその投資が、どのように、また、どの程度、タクソノミー規則第3条に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する経済活動に対して行われているかに関する説明に関して追加的な情報開示を行わなければならない。ただし、信頼に値し、即時性があり、かつ検証可能なデータが存在しないため、サブ・ファンドは2022年1月1日現在、義務付けられている情報開示を行うことができない。サブ・ファンドは2022年1月1日現在、義務付けられている情報開示を行うことができない。サブ・ファンドは、タクソノミー規則第3条に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する投資を最小限の比率で行うことを確約していない。欧州の基準における持続可能な資金調達の側面が直近で変遷していることを考慮すると、管理会社が必要なデータを入手すればこのような情報は直ちに更新される。設立国の目論見書の更新は、該当ある場合、サブ・ファンドの投資が、どのように、また、どの程度、タクソノミー規則に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する経済活動に対して行われているかを記載するために行われる。

「大きな害を与えない」という原則は、環境的に持続可能な経済活動のためのEU基準を考慮したサブ・ファンドの投資対象のみに適用される。サブ・ファンドのそれ以外の投資対象は、環境的に持続可能な経済活動のためのEU基準を考慮したものではない。

基準通貨は、ユーロである。

UBS(Lux)ボンド・ファンド - アジア・フレキシブル(米ドル) 典型的な投資家の特性

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、環境的および/または社会的な特性を追求するサブ・ファンドならびにアジア域内(日本を除く。)において主に発行される債券の分散型ポートフォリオへの投資を希望する投資家に適している。金利リスクおよび信用リスクは、派生商品を利用して経済および金融市場の景気循環に応じて調整される。

サブ・ファンドは、環境的および社会的な特性を推進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する欧州連合(EU)規則2019/2088第8条第1項に従い分類される。

投資運用会社は、強力な環境的および社会的なパフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて発行体を特定するために、UBSのESGコンセンサス・スコアを用いる。このUBSのESGコンセンサス・スコアとは、内部および認められた外部プロバイダーからのESGスコア・データの標準加重平均である。プロバイダー1社からのESGスコア・データに依拠する場合に比べて、コンセンサス・スコアによるアプローチは、サステナビリティ・プロファイルの質の妥当性が向上する。

UBSのESGコンセンサス・スコアは、環境、社会およびガバナンス(ESG)の側面に関して、該当する発行体のパフォーマンス等の持続可能性の要因を評価する。これらのESG特性は、発行体が事業を行う主要分野およびESGリスク管理の有効性に関連している。環境的および社会的な要因には、とりわけ、環境フットプリントおよび経営効率、環境リスク管理、気候変動、天然資源の使用、汚染および廃棄物管理、労働基準やサプライチェーンの検証、人的資本、ボード・ダイバーシティ、労働安全衛生、製品安全性、ならびに贈収賄および汚職防止のガイドラインが含まれる可能性がある。サブ・ファンドの各投資対象は、UBSESGコンセンサススコア(1~10の基準で、10が最高のサステナビリティ・プロファイル)を有する。

サブ・ファンドは以下のESG特性を有している。

EDINET提出書類

UBSファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ(E14900)

訂正有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

・サブ・ファンドのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルより高いサステナビリティ・プロファイルを維持すること、および/またはUBSのESGコンセンサス・スコアの上位50%のサステナビリティ・プロファイルを有する発行体に少なくとも資産の51%を投資すること。

算出において現金および無格付の投資商品は考慮されない。

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、ポートフォリオ構成、パフォーマンス比較、サステナビリティ・プロファイルの比較およびリスク管理のための参考として、ベンチマークであるJPモルガン・アジア・クレジット・インデックス(JACI)USDを使用する。ベンチマークはESG特性を追求することを意図したものではない。サブ・ファンドのサステナビリティ・プロファイルはそのベンチマークのプロファイルにより測定され、これに応じた結果内容が最低年1回、各々の月次のプロファイルから算出され、年次報告書において公表される。名称に「ヘッジ」が含まれる受益証券クラスにおいては為替ヘッジが行われた当該参照指数のバージョン(利用できる場合)を使用する。ポートフォリオの一部は、ベンチマークと同一の商品に同一の組入比率で投資することができるが、投資運用会社は、商品の選択においてベンチマークによる制約を受けない。特に、投資運用会社は、投資機会を有効に利用する目的で、自らの裁量により、ベンチマークに含まれない発行体の債券に投資することおよび/またはベンチマークにおける投資対象の組入比率とは異なる形でセクターにおける投資対象の比率を構成することができる。したがって、市場のボラティリティが高い期間においてサブ・ファンドのパフォーマンスがベンチマークと大きく異なることがある。

サブ・ファンドは、上記の一般的な投資方針に従い、その資産の大部分を国際機関、公共団体、半官半民およびその拠点がアジアに所在するか、または主に域内で事業を行う企業が発行する債務証券および債権に投資する。デリバティブを用いて、金利リスクおよび信用リスクを、景気サイクルおよび金融市場のサイクルに順応したポートフォリオを構築する。サブ・ファンドは、その純資産の20%を上限として、中国銀行間債券市場(「CIBM」)においてまたはボンドコネクト(債券通)を通じて取引される人民元建ての固定債券商品に対して投資することができる。これらの商品には、中華人民共和国(「PRC」または「中国」)の政府、準公共企業、銀行、企業およびその他の機関が発行し、CIBMにおいてまたはボンドコネクトを通じた直接取引が承認されている証券を含めることができる。関連するリスクは、「中国銀行間債券市場(CIBM)において取引される投資対象に関するリスク情報」の項に記載される。

サブ・ファンドの中長期的な投資目標は、競争力のあるトータル・イールドの達成である。

投資運用会社は、市況の変動を見越したダイナミックな資産配分を行い、投資目標の達成を目指す。 投資目標の達成に際し、エクスポージャーの増加および資産の成長を目的としたロング・ポジション、 または、法律上認められるデリバティブ金融商品を使用したヘッジ目的のシンセティック・ショート・ ポジションの活用も含まれる。サブ・ファンドは、空売りを行わない。

サブ・ファンドは、投資目標を達成するため、法律上認められた枠組みの中で、先物スワップ(IRS/NDIRS、TRS、CDS、CDS指数およびNDSを含む。)、先渡契約/ノン・デリバラブル・フォワード、オプション、トータル・リターン債、クレジット・リンク債、転換債券、短期金融証券/流動資金およびその他の適切な法律上認められている投資商品を売買することができる。その結果、かかる投資商品は、ヘッジ目的および予想される市場展開からの利益獲得の双方のために利用することができる。

ノン・デリバラブル・フォワード(NDF)では、関連する市場において当該通貨の物理的な引渡しまたは通貨取引を行う必要なしに通貨ポジションを建て、為替リスクをヘッジすることが可能である。この方法により、現地通貨の保有により発生する取引相手方リスクおよび経費ならびに輸出制限が最小化されることがある。あらゆる場合、海外の二事業パートナー間の米ドル建てのNDFの現地取引は、各国の当局の健全性の監督に服していない。

サブ・ファンドは、信用格付が投資適格未満の債務証券に投資することができ、これにより市場平均以上の高利回りを得ることがある。ただし、当該投資の信用リスクは、高格付の発行体への投資より高い。サブ・ファンドは、その資産の最大10%をCCC格未満または同等格付の債券に投資することができる。

サブ・ファンドは、合計してその純資産の20%を上限として、資産担保証券(ABS)、モーゲージ担保証券(MBS)、商業用不動産担保証券(CMBS)および債務担保証券(CDO)/ローン担保証券(CLO)に投資することができる。これに伴うリスクは「資産担保証券(ABS)/モーゲージ担保証券(MBS)の利用に関連するリスク」または「債務担保証券(CDO)/ローン担保証券(CLO)の利用に関連するリスク」の項に記載される。

アジア諸国への投資は、欧州諸国への投資に比べて不安定で、流動性が低いことがある。さらに、サブ・ファンドが投資する国々の公的規制が、先進国ほど厳格でないことがあり、使用される会計、監査および報告方法が、先進国で使用される基準を満たさないことがある。このような理由から、サブ・ファンドは特に、これらのリスクを理解している投資者に適している。

サブ・ファンドは、後記「(5)投資制限 4 有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別技法および手段」の項に記載されている制限を遵守する限り、当該項に挙げられたすべての金融派生商品に投資することができる。認められた投資先は、特に、同項1.1g)(「ファンドが認可している投資対象」)に明記された商品である。

さらに、欧州連合(EU)規則2020/852(以下「タクソノミー規則」という。)に基づき、SFDR第8条第1項に従い環境的な特性を推進していると分類される金融商品は、2022年1月1日付で当該方針ならびにその投資が、どのように、また、どの程度、タクソノミー規則第3条に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する経済活動に対して行われているかに関する説明に関して追加的な情報開示を行わなければならない。ただし、信頼に値し、即時性があり、かつ検証可能なデータが存在しないため、サブ・ファンドは2022年1月1日現在、義務付けられている情報開示を行うことができない。サブ・ファンドは、タクソノミー規則第3条に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する投資を最小限の比率で行うことを確約していない。欧州の基準における持続可能な資金調達の側面が直近で変遷していることを考慮すると、管理会社が必要なデータを入手すればこのような情報は直ちに更新される。設立国の目論見書の更新は、該当ある場合、サブ・ファンドの投資が、どのように、また、どの程度、タクソノミー規則に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する経済活動に対して行われているかを記載するために行われる。

「大きな害を与えない」という原則は、環境的に持続可能な経済活動のためのEU基準を考慮したサブ・ファンドの投資対象のみに適用される。サブ・ファンドのそれ以外の投資対象は、環境的に持続可能な経済活動のためのEU基準を考慮したものではない。

基準通貨は、米ドルである。

UBS(Lux)ボンド・ファンド - ユーロ・ハイ・イールド(ユーロ) 典型的な投資家の特性

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、ユーロ建ての低格付のハイイールド債による分散ポートフォリオへの投資を追求する投資家に適している。

UBSアセット・マネジメントは、特別なESG特性を推進せず、サステナビリティまたはインパクトにおける具体的な目標を持っていないESG統合型ファンドにサブ・ファンドを分類している。

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、パフォーマンス比較およびリスク管理のための参考として、ベンチマークであるICEバンクオプアメリカ・メリルリンチ・ユーロ・ハイ・イールド3%コンストレインド・インデックスを使用する。名称に「ヘッジ」が含まれる受益証券クラスにおいては為替ヘッジが行われた当該参照指数のバージョン(利用できる場合)を使用する。ポートフォリオの一部は、ベンチマークと同一の商品に同一の組入比率で投資することができるが、投資運用会社は、商品の

選択においてベンチマークによる制約を受けない。特に、投資運用会社は、投資機会を有効に利用する目的で、自らの裁量により、ベンチマークに含まれない発行体の債券に投資することおよび/またはベンチマークにおける投資対象の組入比率とは異なる形でセクターにおける投資対象の比率を構成することができる。したがって、市場のボラティリティが高い期間においてサブ・ファンドのパフォーマンスがベンチマークと大きく異なることがある。

サブ・ファンドは、一般的な投資方針に従い、その資産の少なくとも3分の2を、ユーロ建てまたはユーロにヘッジしたCCC格からBB+格(スタンダード・アンド・プアーズ)までの格付、公認格付機関による同等の格付または(未だ格付を受けていない新規銘柄もしくは全く格付のない銘柄について)上記に相当するUBS内部の格付を有する債務証券および債権に投資する。CCC格未満等の債券には、その資産の10%を超えて投資することができない。

低格付の投資対象は、市場平均以上の利回りを提供するが、高格付発行体の投資対象よりも信用リスクが高い。また、サブ・ファンドの投資対象にはEMU加盟国のすべての通貨が法定通貨とみなされる限り、各加盟国すべての通貨が含まれる。

- ・ サブ・ファンドは、さらに、その資産の3分の1を上限としてユーロ以外の通貨建ての債務証券および債権にも投資することができる。
- ・ サブ・ファンドは、現金および現金等価物を控除した後、その資産の3分の1を上限として短期金融商品に投資することができる。サブ・ファンドの資産の25%を上限として、転換債券、交換可能債券、ワラント連動債券および転換社債に投資することができる。
- ・ サブ・ファンドは、さらに、現金および現金等価物を控除した後、その資産の10%を上限として、 持分、持分権およびワラントならびに転換権および引受権またはオプションの行使により取得する 持分、その他の株式持分および利益配当証書、ならびにエクスワラント債の個別売却後の残存ワラ ントおよびかかるワラントとともに取得する普通株式に投資することができる。

権利行使または買付により取得した株式は、その取得後12か月以内に処分しなければならない。

サブ・ファンドは、合計してその純資産の20%を上限として、資産担保証券(ABS)、モーゲージ担保証券(MBS)、商業用不動産担保証券(CMBS)および債務担保証券(CDO)/ローン担保証券(CLO)に投資することができる。これに伴うリスクは「資産担保証券(ABS)/モーゲージ担保証券(MBS)の利用に関連するリスク」または「債務担保証券(CDO)/ローン担保証券(CLO)の利用に関連するリスク」の項に記載される。

サブ・ファンドは、効率的な資産運用の一環として、「有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」の項で定める規定およびガイドラインに従い、当該項に記載されるすべての金融派生商品に投資することができる。認められた裏付商品には、特に、「ファンドが認可している投資対象」第1.1項g)に記載される商品が含まれる。

サブ・ファンドの投資対象は、環境的に持続可能な経済活動のためのEU基準を考慮したものではない。

基準通貨は、ユーロである。

UBS(Lux)ボンド・ファンド - グローバル・フレキシブル

典型的な投資家の特性

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、環境および/または社会的な特性を追求するサブ・ファンドにおける債券のグローバルな分散ポートフォリオへの投資を追求する投資家に適している。

サブ・ファンドは、環境的および社会的な特性を推進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する欧州連合(EU)規則2019 / 2088第8条第1項に従い分類される。

投資運用会社は、強力な環境的および社会的なパフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて発行体を特定するために、UBSのESGコンセンサス・スコアを用いる。このUBSのESGコンセンサス・スコアとは、内部および認められた外部プロバイダーからのESGスコア・データの標準加重平均である。プロバイダー1社からのESGスコア・データに依拠する場合に比べて、コンセンサス・スコアによるアプローチは、サステナビリティ・プロファイルの質の妥当性が向上する。

UBSのESGコンセンサス・スコアは、環境、社会およびガバナンス(ESG)の側面に関して、該当する発行体のパフォーマンス等の持続可能性の要因を評価する。これらのESG特性は、発行体が事業を行う主要分野およびESGリスク管理の有効性に関連している。環境的および社会的な要因には、とりわけ、環境フットプリントおよび経営効率、環境リスク管理、気候変動、天然資源の使用、汚染および廃棄物管理、労働基準やサプライチェーンの検証、人的資本、ボード・ダイバーシティ、労働安全衛生、製品安全性、ならびに贈収賄および汚職防止のガイドラインが含まれる可能性がある。サブ・ファンドの各投資対象は、UBSESGコンセンサススコア(1~10の基準で、10が最高のサステナビリティ・プロファイル)を有する。

サブ・ファンドは以下のESG特性を有している。

- ・サブ・ファンドのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルより高いサステナビリティ・プロファイルを維持すること、および/またはUBSのESGコンセンサス・スコアの上位50%のサステナビリティ・プロファイルを有する発行体に少なくとも資産の51%を投資すること。
- ・UBSのEGSリスク・ダッシュボードにおいて「反社会性」を示している発行体からのソブリン 債に投資するサブ・ファンドの資産の割合をベンチマークの割合より低くする。「反社会性」を有 するソブリン債がベンチマークに含まれていない場合、サブ・ファンドは「反社会性」を有する一 切の発行体を保有することを認められない。

算出において現金および無格付の投資商品は考慮されない。

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、ポートフォリオ構成、サステナビリティ・プロファイルの比較およびパフォーマンス比較のための参考として、ベンチマークであるブルームバーグ・グローバル・アグレゲートTR (CHFへッジ) インデックスを使用する。ベンチマークはESG特性を追求することを意図したものではない。サブ・ファンドのサステナビリティ・プロファイルはそのベンチマークのプロファイルにより測定され、これに応じた結果内容が最低年1回、各々の月次のプロファイルから算出され、年次報告書において公表される。名称に「ヘッジ」が含まれる受益証券クラスにおいては為替ヘッジが行われた当該参照指数のバージョン(利用できる場合)を使用する。ポートフォリオの一部は、ベンチマークと同一の商品に同一の組入比率で投資することができるが、投資運用会社は、商品の選択においてベンチマークによる制約を受けない。特に、投資運用会社は、投資機会を有効に利用する目的で、自らの裁量により、ベンチマークに含まれない発行体の債券に投資することおよび/またはベンチマークにおける投資対象の組入比率とは異なる形でセクターにおける投資対象の比率を構成することができる。したがって、市場のボラティリティが高い期間においてサブ・ファンドのパフォーマンスがベンチマークと大きく異なることがある。

サブ・ファンドは、一般的な投資方針に従い、その資産の少なくとも3分の2を世界中の上記の債務証券および債権に投資する。ここには、政府機関モーゲージ・バック証券(MBS)、不動産担保証券(RMBS)、商業用不動産担保証券(CMBS)、資産担保証券(ABS)およびCDOが含まれる。MBSは、米連邦政府抵当金庫(GNMAもしくはジニー・メイ)、連邦住宅抵当公庫(FNMAもしくはファニー・メイ)、連邦住宅金融抵当公庫(フレディ・マック)等の政府および準政府機関により発行される。GNMAが発行する債券は、米国政府の無制限の信用保証により担保されているた

め、デフォルト・リスクが低い。一方、FNMAおよびフレディ・マックが発行する債券は、同様のヘッジを行わないので、デフォルト・リスクが低いと判断されることもある。MBS、RMBS、CMBS、ABSおよびCDOへの投資は、サブ・ファンドの純資産の40%を超えてはならない。MBS、ABSおよびCDO等の商品への投資は、非常に複雑で、かつ透明性が低い。これらの商品は、債権のプール(ABSの債権の場合、自動車もしくは学生ローンまたはクレジットカード契約に起因するその他の債権、MBSの場合、担保ローンとなる可能性がある。)のエクスポージャーを有し、かかる事柄を唯一の目的として設立され、かつ法的、会計上および経済的な観点から見てプール内の債権の貸主から完全に分離している事業体により発行される。(利息、債権の償却およびこれらに関する特定の早期支払により構成される)原債権からの支払のキャッシュフローは、ABS、MBS等の商品の投資者に移転される。これらの商品は、償却のインフロー、ならびにトランシェ間の特定の早期支払および利払いの優先順位を定める階層に従い、異なるトランシェを構成する。金利が低下または上昇する場合に、原債務者の借換の可能性の上昇または低下により原債権に対する特定の支払が上昇または低下する傾向があると、投資者が受領する予定の払戻しおよび再投資のリスクが増減する可能性がある。

ABS/MBSへの投資に伴うリスクは「資産担保証券(ABS)/モーゲージ担保証券(MBS)の利用に関連するリスク」の項に記載される。

さらに、サブ・ファンドはTBA取引(すなわち先渡決済のモーゲージ担保証券(MBS))に投資する。これらは将来の特定の期日に米国政府のMBSを売買するために利用される流動性の高い契約である。MBSは通常、米国内ではTBAとして取引される。TBA取引の主な側面は、買い手に交付されることになる実際の証券を取引が行われる時点で特定しないことで、これにより流動性のある先物市場を確保する。

サブ・ファンドの特定される通貨は、サブ・ファンドの基準通貨を示すものであり、必ずしも投資の 中核をなすものではない。そのため、基準通貨は、申込みおよび買戻しを決済し、すべての分配金を支 払い、また運用実績を算出する通貨でもある。

サブ・ファンドは、現金および現金等価物を控除した後、その資産の3分の1を上限として短期金融商品に投資することができる。サブ・ファンドの資産の25%を上限として、転換債券、交換可能債券、ワラント債および転換社債に投資することができる。サブ・ファンドは、その純資産の20%を上限として、中国銀行間債券市場(「СІВМ」)においてまたはボンドコネクト(債券通)を通じて取引される人民元建ての固定債券商品に対して投資することができる。これらの商品には、中華人民共和国(「РRС」または「中国」)の政府、準公共企業、銀行、企業およびその他の機関が発行し、СІВ Мにおいてまたはボンドコネクトを通じた直接取引が承認されている証券を含めることができる。関連するリスクは、「中国銀行間債券市場(СІВМ)において取引される投資対象に関するリスク情報」および「ボンドコネクトのノースバウンド取引リンクを通じてСІВМで取引される投資対象に関するリスク情報」の項に記載される。

さらに、サブ・ファンドは、現金および現金等価物を控除した後、その資産の10%を上限として、持分、持分権およびワラントならびに転換権および引受権またはオプションの行使により取得する株式、その他の株式持分および利益配当証書、ならびにエクスワラント債の個別売却後の残存ワラントおよびかかるワラントとともに取得する株式に投資することができる。

権利行使または買付により取得した株式は、その取得後12か月以内に処分しなければならない。

サブ・ファンドは、その資産の3分の1を上限として、新興市場の債券に投資することができる。

新興市場は、現代化された産業国になるための移行段階にある国々をいう。基本的な特徴は、平均所得が低位から中位であることと、経済成長率が全般的に高いことである。

新興市場は、初期の発展段階にあり、収用、国有化ならびに社会面、政治面および経済面が安定しないリスクが高い。新興市場の投資対象に付随するリスクは、「リスク要因」の項に記載される。上記の理由から、サブ・ファンドはリスクを理解している投資者に特に適している。さらに、サブ・ファンドは、その資産の3分の1を上限として、低格付の債務証券および債権に投資することができる。低格付

の投資対象は、平均を上回る利回りを提供するが、優良な発行体の証券への投資よりも信用リスクが高いことがある。サブ・ファンドは、効率的な資産運用の一環として、「有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」の項で定める規定およびガイドラインに従い、当該項に記載されるすべての金融派生商品に投資することができる。認められる裏付商品には、特に、「ファンドが認可している投資対象」第1.1項g)に記載される商品が含まれる。

投資方針の達成においては、派生商品の利用が重要な役割を果たしている。派生商品は、組入銘柄の市場エクスポージャーの引き上げおよび引き下げの双方のために利用される。投資運用会社は、投資戦略の実行において、裏付となる商品を直接取得せずに、投資方針に含まれる法的に認可される資産に投資するために、派生商品を取得することがある。

派生商品は、組入銘柄の市場エクスポージャーの引き上げおよびヘッジの双方のために利用される。サブ・ファンドのトータル・エクスポージャーは絶対 VaR手法を利用して測定される。サブ・ファンドの平均レバレッジは1年間の平均で純資産総額の1,000%であるが、この水準をときに超過する可能性がある。レバレッジは利用される派生商品の想定上のエクスポージャーの総額として計算され、当サブ・ファンド内の投資リスクの水準を示唆しているとは限らない。想定元本の総額によるアプローチは、ヘッジ取引およびその他のリスク低減戦略が含まれている可能性がある派生商品のポジションをネッティング(相殺)することを認めない。高レバレッジの商品を利用する派生商品取引によりサブ・ファンドのレバレッジが上昇する可能性があるものの、このことがUCITS指令に従い検証および管理されているサブ・ファンドの全般的なリスク・プロファイルに及ぼす影響はほとんどないか全くない。投資者は「金融派生商品取引の利用」の項に記載されるリスクに留意すべきである。これらは高いレバレッジにより特に重要である。

さらに、欧州連合(EU)規則2020 / 852 (以下「タクソノミー規則」という。)に基づき、SFDR第8条第1項に従い環境的な特性を推進していると分類される金融商品は、2022年1月1日付で当該方針ならびにその投資が、どのように、また、どの程度、タクソノミー規則第3条に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する経済活動に対して行われているかに関する説明に関して追加的な情報開示を行わなければならない。ただし、信頼に値し、即時性があり、かつ検証可能なデータが存在しないため、サブ・ファンドは2022年1月1日現在、義務付けられている情報開示を行うことができない。サブ・ファンドは、タクソノミー規則第3条に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する投資を最小限の比率で行うことを確約していない。欧州の基準における持続可能な資金調達の側面が直近で変遷していることを考慮すると、管理会社が必要なデータを入手すればこのような情報は直ちに更新される。設立国の目論見書の更新は、該当ある場合、サブ・ファンドの投資が、どのように、また、どの程度、タクソノミー規則に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する経済活動に対して行われているかを記載するために行われる。

「大きな害を与えない」という原則は、環境的に持続可能な経済活動のためのEU基準を考慮したサブ・ファンドの投資対象のみに適用される。サブ・ファンドのそれ以外の投資対象は、環境的に持続可能な経済活動のためのEU基準を考慮したものではない。

基準通貨は、スイス・フランである。

<訂正後>

(前略)

各サブ・ファンドの特定の投資方針 UBS(Lux)ボンド・ファンド - オーストラリア・ドル 典型的な投資家の特性

UBSファンド・マネジメント (ルクセンブルグ)エス・エイ(E14900)

訂正有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、環境的および/または社会的な特性を追求するサブ・ファンドへの投資を希望する投資家に適している。サブ・ファンドは国際機関および超国家的な組織、民間企業、半官半民または公共団体が発行する主に豪ドル建ての債務証券および債権により構成される分散ポートフォリオに投資する。

サブ・ファンドは、環境的および社会的な特性を推進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する欧州連合(EU)規則2019 / 2088第8条(以下「SFDR」という。)を遵守する。環境的および/または社会的な特性に関する詳細は本書の「別紙」に記載される(SFDR規制技術基準第14条(2))。

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、ポートフォリオ構築、パフォーマンスの比較、サステナビリティ・プロファイルの比較およびリスク管理のための参考として、ベンチマークであるブルームバーグAusBond コンポジット・インデックスを使用する。ベンチマークはESGの特性を追求することを意図したものではない。名称に「ヘッジ」が含まれる受益証券クラスにおいては為替ヘッジが行われた当該参照指数のバージョン(利用できる場合)を使用する。サブ・ファンドの投資対象の大部分が当該サブ・ファンドのベンチマークにより構成されることになる。投資運用会社は特定の投資機会を利用する目的で、自らの裁量により、サブ・ファンドのベンチマークに含まれていない発行体またはセクターに投資することができる。特に、市場のボラティリティまたは不透明感が高まる期間において、およびオポチュニスティックな投資対象によりポートフォリオに対して不要なリスクが増大する場合に、サブ・ファンドのリスク / リターン特性が該当するベンチマークに相対的に近づくことが予想される。

サブ・ファンドは、一般的な投資方針に従い、その資産の少なくとも3分の2を、豪ドル建てまたは各サブ・ファンドの基準通貨に対する原資産通貨の為替リスクをヘッジした、国際機関および超国家的な組織、公共団体、半官半民または民間企業が発行する債務証券および債権に投資する。

サブ・ファンドは、さらに、サブ・ファンドの資産の3分の1を上限として基準通貨以外の通貨建ての債務証券および債権に投資することができる。

サブ・ファンドは、現金および現金等価物を控除した後、サブ・ファンドの資産の3分の1を上限として短期金融商品に投資することができる。サブ・ファンドの資産の25%を上限として、転換債券、交換可能債券、株式引受権付債券および転換社債に投資することができる。

さらに、サブ・ファンドは、現金および現金等価物を控除した後、サブ・ファンドの資産の10%を上限として、持分、持分権およびワラントならびに転換権および引受権またはオプションの行使により取得する株式、その他の株式持分および利益配当証書、ならびにエクスワラント債の個別売却後の残存ワラントおよびかかるワラントとともに取得する株式に投資することができる。

権利行使または買付により取得した株式は、その取得後12か月以内に処分しなければならない。

サブ・ファンドは、合計してその純資産の20%を上限として、資産担保証券(ABS)、モーゲージ担保証券(MBS)、商業用不動産担保証券(CMBS)および債務担保証券(CDO)/ローン担保証券(CLO)に投資することができる。これに伴うリスクは「資産担保証券(ABS)/モーゲージ担保証券(MBS)の利用に関連するリスク」または「債務担保証券(CDO)/ローン担保証券(CLO)の利用に関連するリスク」の項に記載される。

各サブ・ファンドは、効率的な資産運用の一環として、「有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」の項で定める規定およびガイドラインに従い、当該項に記載されるすべての金融派生商品に投資することができる。認められる裏付商品には、特に、「ファンドが認可している投資対象」第1.1項g)に記載される商品が含まれる。

基準通貨は、豪ドルである。

UBS(Lux)ボンド・ファンド - ユーロ・フレキシブル 典型的な投資家の特性

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、主にユーロ建てであり、かつ国際機関および超国家的な組織、民間企業、半官半民または公共団体が発行する債務証券および債権により構成される分散ポートフォリオへの投資を追求する投資家に適している。サブ・ファンドは環境的および / または社会的な特性を追求する。

サブ・ファンドは、環境的および<u>/または</u>社会的な特性を推進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する欧州連合(EU)規則2019/2088第8条(以下「SFDR」という。)を遵

守する。環境的および/または社会的な特性に関する詳細は本書の「別紙」に記載される(SFDR規制技 術基準第14条(2))。

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、ポートフォリオ構築、サステナビリティ・プロファイルの 比較およびパフォーマンス評価のための参考として、ベンチマークであるブルームバーグ・ユーロ・ア グレゲート500mio+インデックスを使用する。ベンチマークはESG特性を追求することを意図したもの ではない。名称に「ヘッジ」が含まれる受益証券クラスにおいては為替ヘッジが行われた当該参照指数 のバージョン(利用できる場合)を使用する。ポートフォリオの一部は、ベンチマークと同一の商品に 同一の組入比率で投資することができるが、投資運用会社は、商品の選択においてベンチマークによる 制約を受けない。特に、投資運用会社は、投資機会を有効に利用する目的で、自らの裁量により、ベン チマークに含まれない発行体の債券に投資することおよび/またはベンチマークにおける投資対象の組 入比率とは異なる形でセクターにおける投資対象の比率を構成することができる。したがって、市場の ボラティリティが高い期間においてサブ・ファンドのパフォーマンスがベンチマークと大きく異なるこ

サブ・ファンドは、一般的な投資方針に従い、その資産の少なくとも3分の2を、ユーロおよび/ま たは欧州通貨同盟(EMU)の加盟国の通貨が法定通貨とみなされる限り、各加盟国すべての通貨のい ずれかの通貨建てであり、かつ国際機関または超国家的な組織、公共団体、半官半民または民間企業が 発行する債務証券および債権に投資する。

サブ・ファンドは、さらに、サブ・ファンドの資産の3分の1を上限として基準通貨以外の通貨建て の債務証券および債権に投資することができる。

サブ・ファンドは、その純資産の20%を上限として、中国銀行間債券市場(「CIBM」)において またはボンドコネクト(債券通)を通じて取引される人民元建ての固定債券商品に対して投資すること ができる。これらの商品には、中華人民共和国(「PRC」または「中国」)の政府、準公共企業、銀 行、企業およびその他の機関が発行し、CIBMにおいてまたはボンドコネクトを通じた直接取引が承 認されている証券を含めることができる。関連するリスクは、「中国銀行間債券市場(CIBM)にお いて取引される投資対象に関するリスク情報」および「ボンドコネクトのノースバウンド取引リンクを 通じてCIBMで取引される投資対象に関するリスク情報」の項に記載される。

サブ・ファンドは、合計してその純資産の20%を上限として、資産担保証券(ABS)、モーゲージ 担保証券(MBS)、商業用不動産担保証券(CMBS)および債務担保証券(CDO)/ローン担保 証券(CLO)に投資することができる。これに伴うリスクは「資産担保証券(ABS)/モーゲージ 担保証券(MBS)の利用に関連するリスク」または「債務担保証券(CDO)/ローン担保証券(C LO)の利用に関連するリスク」の項に記載される。

サブ・ファンドは、現金および現金等価物を控除した後、その資産の3分の1を上限として短期金融 商品に投資することができる。サブ・ファンドの資産の25%を上限として、転換債券、交換可能債券、 株式引受権付債券および転換社債に投資することができる。

さらに、サブ・ファンドは、現金および現金等価物を控除した後、その資産の10%を上限として、持 分、持分権およびワラントならびに転換権および引受権またはオプションの行使により取得する株式、 その他の株式持分および利益配当証書、ならびにエクスワラント債の個別売却後の残存ワラントおよび かかるワラントとともに取得する株式に投資することができる。

権利行使または買付により取得した株式は、その取得後12か月以内に処分しなければならない。

さらに、サブ・ファンドは、その資産の3分の1を上限として、新興市場の債券に投資することがで きる。

新興市場は、現代化された産業国になるための移行段階にある国々をいう。基本的な特徴は、平均所 得が低位から中位であることと、経済成長率が全般的に高いことである。

新興市場は、初期の発展段階にあり、収用、国有化ならびに社会面、政治面および経済面が安定しないリスクが高い。新興市場の投資対象に付随するリスクは、「リスク要因」の項に記載される。このような理由から、サブ・ファンドは特に、リスクを理解している投資者に適している。

さらに、サブ・ファンドは、その資産の3分の1を上限として、低格付の債務証券および債権に投資することができる。低格付の投資対象は、平均を上回る利回りを提供するが、優良な発行体の証券への投資よりも信用リスクが高いことがある。

サブ・ファンドは、効率的な資産運用の一環として、「有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」の項で定める規定およびガイドラインに従い、当該項に記載されるすべての金融派生商品に投資することができる。認められる裏付商品には、特に、「ファンドが認可している投資対象」第1.1項g)に記載される商品が含まれる。

サブ・ファンドの投資方針の達成においては、派生商品の利用が重要な役割を果たしている。投資運 用会社は、投資戦略を実行するために、裏付となる商品を直接取得せずに、投資方針に含まれる法的に 認可される資産に投資するために、派生商品を取得することが想定される。派生商品は、組入銘柄の市 場エクスポージャーの引き上げおよびヘッジの双方のために利用される。サブ・ファンドのトータル・ エクスポージャーは絶対VaR手法を利用して測定される。サブ・ファンドの平均レバレッジは1年間 の平均で純資産総額の1,000%であるが、この水準をときに超過する可能性がある。レバレッジは利用さ れる派生商品の想定上のエクスポージャーの総額として計算され、当サブ・ファンド内の投資リスクの 水準を示唆しているとは限らない。想定元本の総額によるアプローチは、ヘッジ取引およびその他のリ スク低減戦略が含まれている可能性がある派生商品のポジションをネッティング(相殺)することを認 めない。高レバレッジの商品を利用する派生商品取引によりサブ・ファンドのレバレッジが上昇する可 能性があるものの、このことがUCITS指令に従い検証および管理されているサブ・ファンドの全般 的なリスク・プロファイルに及ぼす影響はほとんどないか全くない。投資者は「金融派生商品取引の利 用」の項に記載されるリスクに留意すべきである。これらは高いレバレッジにより特に重要である。サ ブ・ファンドは、個々の金利のカーブに関連してネットでショートまたはネットでロングのポジション を建てるために金利先物、債券先物、金利スワップ、金利先物のオプション、債券先物のオプションお よびスワプション等の金利派生商品を利用することができるが、ネットでのデュレーションをファンド 全体の水準でロングに保つ。サブ・ファンドは、個々の市場セグメント(地域、セクター、格付)、通 貨または個別の発行体においてネットでショートまたはネットでロングのエクスポージャーを建てるた めに、異なる種類の裏付資産(特定の発行体、クレジット指数、ABS指数またはその他の債券指数) のクレジット連動証券、クレジット・デフォルト・スワップ等のクレジット派生商品を利用することが できるが、ネットでのデュレーションをファンド全体の水準でロングに保つ。サブ・ファンドは特定の 債券市場に対してショートまたはロングのエクスポージャーを建てるために債券指数のトータル・リ ターン・スワップを利用することができる。さらに、サブ・ファンドはTBA取引(すなわち先渡決済 のモーゲージ担保証券(MBS))に投資する。これらは将来の特定の期日に米国政府のMBSを売買 するために利用される流動性の高い契約である。MBSは通常、米国内ではTBAとして取引される。 TBA取引の主な側面は、買い手に交付されることになる実際の証券を取引が行われる時点で特定しな いことで、これにより流動性のある先物市場を確保する。サブ・ファンドの投資運用会社は、上記に定 義される制限内で、柔軟なアプローチを採用し、組入銘柄の追加的な価値を創出するためにアクティブ な為替のポジションを取ることができる。為替戦略には自国通貨のポジションを建てることが含まれ る。自国通貨の利用にあたっては、自国通貨建ての証券の購入による直接的な利用、派生商品による間 接的な利用およびこれら双方の手法の組み合わせという選択肢を利用することができる。

サブ・ファンドは、個別の通貨における全体のポジションをネットでショートまたはネットでロングとする取決めを行う選択肢を有した上で異なる国々でエクスポージャーを引き上げるかまたは引き下げるために、為替予約契約、ノン・デリバラブル・フォワード(NDF)、為替スワップおよび為替オプション等の為替派生商品を利用することができる。

基準通貨は、ユーロである。

UBS(Lux)ボンド・ファンド - アジア・フレキシブル(米ドル) 典型的な投資家の特性

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、環境的および / または社会的な特性を追求するサブ・ファンドならびにアジア域内(日本を除く。)において主に発行される債券の分散型ポートフォリオへの投資を希望する投資家に適している。金利リスクおよび信用リスクは、派生商品を利用して経済および金融市場の景気循環に応じて調整される。

サブ・ファンドは、環境的および / または社会的な特性を推進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する欧州連合 (EU)規則2019 / 2088第8条 (以下「SFDR」という。)を遵守する。環境的および / または社会的な特性に関する詳細は本書の「別紙」に記載される (SFDR規制技術基準第14条 (2))。

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、ポートフォリオ構成、パフォーマンス比較、サステナビリティ・プロファイルの比較およびリスク管理のための参考として、ベンチマークであるJPモルガン・アジア・クレジット・インデックス(JACI)USDを使用する。ベンチマークはESG特性を追求することを意図したものではない。名称に「ヘッジ」が含まれる受益証券クラスにおいては為替ヘッジが行われた当該参照指数のバージョン(利用できる場合)を使用する。ポートフォリオの一部は、ベンチマークと同一の商品に同一の組入比率で投資することができるが、投資運用会社は、商品の選択においてベンチマークによる制約を受けない。特に、投資運用会社は、投資機会を有効に利用する目的で、自らの裁量により、ベンチマークに含まれない発行体の債券に投資することおよび/またはベンチマークにおける投資対象の組入比率とは異なる形でセクターにおける投資対象の比率を構成することができる。したがって、市場のボラティリティが高い期間においてサブ・ファンドのパフォーマンスがベンチマークと大きく異なることがある。

サブ・ファンドは、上記の一般的な投資方針に従い、その資産の大部分を国際機関、公共団体、半官半民およびその拠点がアジアに所在するか、または主に域内で事業を行う企業が発行する債務証券および債権に投資する。デリバティブを用いて、金利リスクおよび信用リスクを、景気サイクルおよび金融市場のサイクルに順応したポートフォリオを構築する。サブ・ファンドは、その純資産の20%を上限として、中国銀行間債券市場(「СІВМ」)においてまたはボンドコネクト(債券通)を通じて取引される人民元建ての固定債券商品に対して投資することができる。これらの商品には、中華人民共和国(「РRС」または「中国」)の政府、準公共企業、銀行、企業およびその他の機関が発行し、СІВ Мにおいてまたはボンドコネクトを通じた直接取引が承認されている証券を含めることができる。関連するリスクは、「中国銀行間債券市場(СІВМ)において取引される投資対象に関するリスク情報」の項に記載される。

サブ・ファンドの中長期的な投資目標は、競争力のあるトータル・イールドの達成である。

投資運用会社は、市況の変動を見越したダイナミックな資産配分を行い、投資目標の達成を目指す。 投資目標の達成に際し、エクスポージャーの増加および資産の成長を目的としたロング・ポジション、 または、法律上認められるデリバティブ金融商品を使用したヘッジ目的のシンセティック・ショート・ ポジションの活用も含まれる。サブ・ファンドは、空売りを行わない。

サブ・ファンドは、投資目標を達成するため、法律上認められた枠組みの中で、先物スワップ(IRS/NDIRS、TRS、CDS、CDS指数およびNDSを含む。)、先渡契約/ノン・デリバラブル・フォワード、オプション、トータル・リターン債、クレジット・リンク債、転換債券、短期金融証

券 / 流動資金およびその他の適切な法律上認められている投資商品を売買することができる。その結果、かかる投資商品は、ヘッジ目的および予想される市場展開からの利益獲得の双方のために利用する ことができる。

ノン・デリバラブル・フォワード(NDF)では、関連する市場において当該通貨の物理的な引渡しまたは通貨取引を行う必要なしに通貨ポジションを建て、為替リスクをヘッジすることが可能である。この方法により、現地通貨の保有により発生する取引相手方リスクおよび経費ならびに輸出制限が最小化されることがある。あらゆる場合、海外の二事業パートナー間の米ドル建てのNDFの現地取引は、各国の当局の健全性の監督に服していない。

サブ・ファンドは、信用格付が投資適格未満の債務証券に投資することができ、これにより市場平均以上の高利回りを得ることがある。ただし、当該投資の信用リスクは、高格付の発行体への投資より高い。サブ・ファンドは、その資産の最大10%をCCC格未満または同等格付の債券に投資することができる。

サブ・ファンドは、合計してその純資産の20%を上限として、資産担保証券(ABS)、モーゲージ担保証券(MBS)、商業用不動産担保証券(CMBS)および債務担保証券(CDO)/ローン担保証券(CLO)に投資することができる。これに伴うリスクは「資産担保証券(ABS)/モーゲージ担保証券(MBS)の利用に関連するリスク」または「債務担保証券(CDO)/ローン担保証券(CLO)の利用に関連するリスク」の項に記載される。

アジア諸国への投資は、欧州諸国への投資に比べて不安定で、流動性が低いことがある。さらに、サブ・ファンドが投資する国々の公的規制が、先進国ほど厳格でないことがあり、使用される会計、監査および報告方法が、先進国で使用される基準を満たさないことがある。このような理由から、サブ・ファンドは特に、これらのリスクを理解している投資者に適している。

サブ・ファンドは、後記「(5)投資制限 4 有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別技法および手段」の項に記載されている制限を遵守する限り、当該項に挙げられたすべての金融派生商品に投資することができる。認められた投資先は、特に、同項1.1g)(「ファンドが認可している投資対象」)に明記された商品である。

基準通貨は、米ドルである。

UBS(Lux)ボンド・ファンド - ユーロ・ハイ・イールド(ユーロ)

典型的な投資家の特性

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、ユーロ建ての低格付のハイイールド債による分散ポートフォリオへの投資を追求する投資家に適している。

UBSアセット・マネジメントは、特別なESG特性を推進せず、サステナビリティまたはインパクトにおける具体的な目標を持っていないESG統合型ファンドにサブ・ファンドを分類している。

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、パフォーマンス比較およびリスク管理のための参考として、ベンチマークであるICEバンクオブアメリカ・メリルリンチ・ユーロ・ハイ・イールド3%コンストレインド・インデックスを使用する。名称に「ヘッジ」が含まれる受益証券クラスにおいては為替ヘッジが行われた当該参照指数のバージョン(利用できる場合)を使用する。ポートフォリオの一部は、ベンチマークと同一の商品に同一の組入比率で投資することができるが、投資運用会社は、商品の選択においてベンチマークによる制約を受けない。特に、投資運用会社は、投資機会を有効に利用する目的で、自らの裁量により、ベンチマークに含まれない発行体の債券に投資することおよび/またはベンチマークにおける投資対象の組入比率とは異なる形でセクターにおける投資対象の比率を構成することができる。したがって、市場のボラティリティが高い期間においてサブ・ファンドのパフォーマンスがベンチマークと大きく異なることがある。

サブ・ファンドは、一般的な投資方針に従い、その資産の少なくとも3分の2を、ユーロ建てまたはユーロにヘッジしたCCC格からBB+格(スタンダード・アンド・プアーズ)までの格付、公認格付機関による同等の格付または(未だ格付を受けていない新規銘柄もしくは全く格付のない銘柄について)上記に相当するUBS内部の格付を有する債務証券および債権に投資する。CCC格未満等の債券には、その資産の10%を超えて投資することができない。

低格付の投資対象は、市場平均以上の利回りを提供するが、高格付発行体の投資対象よりも信用リスクが高い。また、サブ・ファンドの投資対象にはEMU加盟国のすべての通貨が法定通貨とみなされる限り、各加盟国すべての通貨が含まれる。

- ・ サブ・ファンドは、さらに、その資産の3分の1を上限としてユーロ以外の通貨建ての債務証券および債権にも投資することができる。
- ・ サブ・ファンドは、現金および現金等価物を控除した後、その資産の3分の1を上限として短期金融商品に投資することができる。サブ・ファンドの資産の25%を上限として、転換債券、交換可能債券、ワラント連動債券および転換社債に投資することができる。
- ・ サブ・ファンドは、さらに、現金および現金等価物を控除した後、その資産の10%を上限として、 持分、持分権およびワラントならびに転換権および引受権またはオプションの行使により取得する 持分、その他の株式持分および利益配当証書、ならびにエクスワラント債の個別売却後の残存ワラントおよびかかるワラントとともに取得する普通株式に投資することができる。

権利行使または買付により取得した株式は、その取得後12か月以内に処分しなければならない。

サブ・ファンドは、合計してその純資産の20%を上限として、資産担保証券(ABS)、モーゲージ担保証券(MBS)、商業用不動産担保証券(CMBS)および債務担保証券(CDO)/ローン担保証券(CLO)に投資することができる。これに伴うリスクは「資産担保証券(ABS)/モーゲージ担保証券(MBS)の利用に関連するリスク」または「債務担保証券(CDO)/ローン担保証券(CLO)の利用に関連するリスク」の項に記載される。

サブ・ファンドは、効率的な資産運用の一環として、「有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」の項で定める規定およびガイドラインに従い、当該項に記載されるすべての金融派生商品に投資することができる。認められた裏付商品には、特に、「ファンドが認可している投資対象」第1.1項g)に記載される商品が含まれる。

サブ・ファンドの投資対象は、環境的に持続可能な経済活動のためのEU基準<u>(持続可能な投資を促進するための枠組みの確立のためおよびEU規則2019/2088を改正する2020年6月18日の欧州議会および欧</u>州理事会のEU規則2020/852第7条(「タクソノミー規則」)を考慮したものではない。

サブ・ファンドは金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示(「SFDR」)に関する2019年11月27日の欧州議会および欧州理事会のEU規則2019 / 2088第6条を遵守する。したがって、サブ・ファンドの投資方針および投資先の投資対象の性質に起因する、サステナビリティ要因に及ぼす主要な悪影響(SFDR第7条第2項)を考慮していない。

基準通貨は、ユーロである。

UBS(Lux)ボンド・ファンド - グローバル・フレキシブル 典型的な投資家の特性

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、環境および/または社会的な特性を追求するサブ・ファンドにおける債券のグローバルな分散ポートフォリオへの投資を追求する投資家に適している。

サブ・ファンドは、環境的および / または社会的な特性を推進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する欧州連合 (EU) 規則2019 / 2088第8条 (以下「SFDR」という。)を遵守する。環境的および / または社会的な特性に関する詳細は本書の「別紙」に記載される (SFDR規制技術基準第14条 (2))。

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、ポートフォリオ構成、サステナビリティ・プロファイルの比較およびパフォーマンス比較のための参考として、ベンチマークであるブルームバーグ・グローバル・アグレゲートTR (CHFへッジ)インデックスを使用する。ベンチマークはESG特性を追求することを意図したものではない。名称に「ヘッジ」が含まれる受益証券クラスにおいては為替ヘッジが行われた当該参照指数のバージョン(利用できる場合)を使用する。ポートフォリオの一部は、ベンチマークと同一の商品に同一の組入比率で投資することができるが、投資運用会社は、商品の選択においてベンチマークによる制約を受けない。特に、投資運用会社は、投資機会を有効に利用する目的で、自らの裁量により、ベンチマークに含まれない発行体の債券に投資することおよび/またはベンチマークにおける投資対象の組入比率とは異なる形でセクターにおける投資対象の比率を構成することができる。したがって、市場のボラティリティが高い期間においてサブ・ファンドのパフォーマンスがベンチマークと大きく異なることがある。

サブ・ファンドは、一般的な投資方針に従い、その資産の少なくとも3分の2を世界中の上記の債務 証券および債権に投資する。ここには、政府機関モーゲージ・バック証券(MBS)、不動産担保証券 (RMBS)、商業用不動産担保証券(CMBS)、資産担保証券(ABS)およびCDOが含まれ る。MBSは、米連邦政府抵当金庫(GNMAもしくはジニー・メイ)、連邦住宅抵当公庫(FNMA もしくはファニー・メイ)、連邦住宅金融抵当公庫(フレディ・マック)等の政府および準政府機関に より発行される。GNMAが発行する債券は、米国政府の無制限の信用保証により担保されているた め、デフォルト・リスクが低い。一方、FNMAおよびフレディ・マックが発行する債券は、同様の ヘッジを行わないので、デフォルト・リスクが低いと判断されることもある。MBS、RMBS、CM BS、ABSおよびCDOへの投資は、サブ・ファンドの純資産の40%を超えてはならない。MBS、 ABSおよびCDO等の商品への投資は、非常に複雑で、かつ透明性が低い。これらの商品は、債権の プール(ABSの債権の場合、自動車もしくは学生ローンまたはクレジットカード契約に起因するその 他の債権、MBSの場合、担保ローンとなる可能性がある。)のエクスポージャーを有し、かかる事柄 を唯一の目的として設立され、かつ法的、会計上および経済的な観点から見てプール内の債権の貸主か ら完全に分離している事業体により発行される。(利息、債権の償却およびこれらに関する特定の早期 支払により構成される)原債権からの支払のキャッシュフローは、ABS、MBS等の商品の投資者に 移転される。これらの商品は、償却のインフロー、ならびにトランシェ間の特定の早期支払および利払 いの優先順位を定める階層に従い、異なるトランシェを構成する。金利が低下または上昇する場合に、 原債務者の借換の可能性の上昇または低下により原債権に対する特定の支払が上昇または低下する傾向 があると、投資者が受領する予定の払戻しおよび再投資のリスクが増減する可能性がある。

ABS/MBSへの投資に伴うリスクは「資産担保証券(ABS)/モーゲージ担保証券(MBS)の利用に関連するリスク」の項に記載される。

さらに、サブ・ファンドはTBA取引(すなわち先渡決済のモーゲージ担保証券(MBS))に投資する。これらは将来の特定の期日に米国政府のMBSを売買するために利用される流動性の高い契約である。MBSは通常、米国内ではTBAとして取引される。TBA取引の主な側面は、買い手に交付されることになる実際の証券を取引が行われる時点で特定しないことで、これにより流動性のある先物市場を確保する。

サブ・ファンドの特定される通貨は、サブ・ファンドの基準通貨を示すものであり、必ずしも投資の 中核をなすものではない。そのため、基準通貨は、申込みおよび買戻しを決済し、すべての分配金を支 払い、また運用実績を算出する通貨でもある。

サブ・ファンドは、現金および現金等価物を控除した後、その資産の3分の1を上限として短期金融商品に投資することができる。サブ・ファンドの資産の25%を上限として、転換債券、交換可能債券、ワラント債および転換社債に投資することができる。サブ・ファンドは、その純資産の20%を上限として、中国銀行間債券市場(「CIBM」)においてまたはボンドコネクト(債券通)を通じて取引される人民元建ての固定債券商品に対して投資することができる。これらの商品には、中華人民共和国(「PRC」または「中国」)の政府、準公共企業、銀行、企業およびその他の機関が発行し、CIBMにおいてまたはボンドコネクトを通じた直接取引が承認されている証券を含めることができる。関連するリスクは、「中国銀行間債券市場(CIBM)において取引される投資対象に関するリスク情報」および「ボンドコネクトのノースバウンド取引リンクを通じてCIBMで取引される投資対象に関するリスク情報」の項に記載される。

さらに、サブ・ファンドは、現金および現金等価物を控除した後、その資産の10%を上限として、持分、持分権およびワラントならびに転換権および引受権またはオプションの行使により取得する株式、その他の株式持分および利益配当証書、ならびにエクスワラント債の個別売却後の残存ワラントおよびかかるワラントとともに取得する株式に投資することができる。

権利行使または買付により取得した株式は、その取得後12か月以内に処分しなければならない。 サブ・ファンドは、その資産の3分の1を上限として、新興市場の債券に投資することができる。

新興市場は、現代化された産業国になるための移行段階にある国々をいう。基本的な特徴は、平均所得が低位から中位であることと、経済成長率が全般的に高いことである。

新興市場は、初期の発展段階にあり、収用、国有化ならびに社会面、政治面および経済面が安定しないリスクが高い。新興市場の投資対象に付随するリスクは、「リスク要因」の項に記載される。上記の理由から、サブ・ファンドはリスクを理解している投資者に特に適している。さらに、サブ・ファンドは、その資産の3分の1を上限として、低格付の債務証券および債権に投資することができる。低格付の投資対象は、平均を上回る利回りを提供するが、優良な発行体の証券への投資よりも信用リスクが高いことがある。サブ・ファンドは、効率的な資産運用の一環として、「有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」の項で定める規定およびガイドラインに従い、当該項に記載されるすべての金融派生商品に投資することができる。認められる裏付商品には、特に、「ファンドが認可している投資対象」第1.1項g)に記載される商品が含まれる。

投資方針の達成においては、派生商品の利用が重要な役割を果たしている。派生商品は、組入銘柄の市場エクスポージャーの引き上げおよび引き下げの双方のために利用される。投資運用会社は、投資戦略の実行において、裏付となる商品を直接取得せずに、投資方針に含まれる法的に認可される資産に投資するために、派生商品を取得することがある。

派生商品は、組入銘柄の市場エクスポージャーの引き上げおよびヘッジの双方のために利用される。サブ・ファンドのトータル・エクスポージャーは絶対 VaR手法を利用して測定される。サブ・ファンドの平均レバレッジは1年間の平均で純資産総額の1,000%であるが、この水準をときに超過する可能性がある。レバレッジは利用される派生商品の想定上のエクスポージャーの総額として計算され、当サブ・ファンド内の投資リスクの水準を示唆しているとは限らない。想定元本の総額によるアプローチは、ヘッジ取引およびその他のリスク低減戦略が含まれている可能性がある派生商品のポジションをネッティング(相殺)することを認めない。高レバレッジの商品を利用する派生商品取引によりサブ・ファンドのレバレッジが上昇する可能性があるものの、このことがUCITS指令に従い検証および管理されているサブ・ファンドの全般的なリスク・プロファイルに及ぼす影響はほとんどないか全くない。投資者は「金融派生商品取引の利用」の項に記載されるリスクに留意すべきである。これらは高いレバレッジにより特に重要である。

基準通貨は、スイス・フランである。

(5)投資制限

<訂正前>

(前略)

2.リスク分散

- 2.1 リスク分散の原則に従い、管理会社は、一サブ・ファンドの純資産額の10%を超えて同一金融機関の有価証券または短期金融商品に投資することができない。管理会社は、一サブ・ファンドの純資産額の20%を超えて同一金融機関の預金に投資することができない。サブ・ファンドがOTC派生商品の取引を行う場合、取引相手方が上記1.1項f)に定義される金融機関である場合、取引相手方リスクが当該サブ・ファンドの資産の10%を超えてはならない。最大許容エクスポージャーは、他の相手方との取引においては、5%まで引き下げられる。一サブ・ファンドの純資産額の5%超を占める当該金融機関の有価証券および短期金融商品の全ポジションの総価値が、当該サブ・ファンドの純資産額の40%を超えてはならない。本制限は、健全性の監督に服する金融機関の預金またはかかる金融機関のOTC派生商品の取引には、適用されない。
- 2.2 2.1項に定める制限の上限に関わらず、各サブ・ファンドは、
 - 同一金融機関が発行する有価証券および短期金融商品、
 - かかる金融機関への預金、ならびに/または
 - かかる金融機関を取引相手とするOTC派生商品 を組み合わせて、純資産の20%を超えて投資してはならない。
- 2.3 上記に反し、下記が適用される。
 - a)2.1項に定める10%の上限は、EU加盟国に所在し、当該国において当該証券の保有者を保護するために用意される公的機関による特別な健全性の監督に服する金融機関により発行される、一定の債務証券においては、25%まで引き上げられる。特に、かかる債務証券の発行により得られる資金は、法律に従い、債務証書の存続期間中、かかる発行により生じる債務を十分にカバーし、かつ発行体の破産の場合に元利金の支払に優先権を与える資産に対して投資されなければならない。一サブ・ファンドが一発行体が発行する債券にその純資産の5%を超えて投資する場合、かかる投資対象の総額が、当該サブ・ファンドの純資産額の80%を超えてはならない。

(後略)

<訂正後>

(前略)

2. リスク分散

- 2.1 リスク分散の原則に従い、管理会社は、一サブ・ファンドの純資産額の10%を超えて同一金融機関の有価証券または短期金融商品に投資することができない。管理会社は、一サブ・ファンドの純資産額の20%を超えて同一金融機関の預金に投資することができない。サブ・ファンドがOTC派生商品の取引を行う場合、取引相手方が上記1.1項f)に定義される金融機関である場合、取引相手方リスクが当該サブ・ファンドの資産の10%を超えてはならない。最大許容エクスポージャーは、他の相手方との取引においては、5%まで引き下げられる。一サブ・ファンドの純資産額の5%超を占める当該金融機関の有価証券および短期金融商品の全ポジションの総価値が、当該サブ・ファンドの純資産額の40%を超えてはならない。本制限は、健全性の監督に服する金融機関の預金またはかかる金融機関のOTC派生商品の取引には、適用されない。
- 2.2 2.1項に定める制限の上限に関わらず、各サブ・ファンドは、
 - 同一金融機関が発行する有価証券および短期金融商品、

- かかる金融機関への預金、ならびに/または
- かかる金融機関を取引相手とするOTC派生商品 を組み合わせて、純資産の20%を超えて投資してはならない。
- 2.3 上記に反し、下記が適用される。
 - a)2.1項に定める10%の上限は、欧州議会および欧州理事会のEU指令2019 / 2162第3条第1項におけるカバード・ボンドの定義に該当する債券、ならびに E U加盟国に所在し、当該国において当該証券の保有者を保護するために用意される公的機関による特別な健全性の監督に服する金融機関により2022年7月8日より前に発行された債務証券においては、25%まで引き上げられる。特に、2022年7月8日より前に発行されたかかる債券の発行により得られる資金は、法律に従い、債務証書の存続期間中、かかる発行により生じる債務を十分にカバーし、かつ発行体の破産の場合に元利金の支払に優先権を与える資産に対して投資されなければならない。一サブ・ファンドが一発行体が発行する債券にその純資産の5%を超えて投資する場合、かかる投資対象の総額が、当該サブ・ファンドの純資産額の80%を超えてはならない。

(後略)

第三部 特別情報

第4 その他

以下の内容を「別紙」として追加します。

別紙 - SFDR関連情報

規則 (EU) 2019/2088 第8条第1項、第2項および第2 a 項ならびに 規則 (EU) 2020/852 第6条第1項において言及される

金融商品に関する契約前の情報開示

EUタクソノミー

とは、規則(E

U) 2020/852 K

定められる分類シ

ステムであり、環

境的に持続可能な

経済活動の一覧を

定めたものである。当該規則は、 社会的に持続可能

な経済活動の一覧 を定めていない。

環境目的を有する

持続可能な投資 は、タクソノミー に適合している適合 していない場合も

ある。

商品名:UBS (Lux) ポンド・ファンドーオーストラリア・ドル 法人識別番号: 549300MZNGHIBELSOR56

環境的および/または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか?

はい

いいえ

- 以下の経済活動に対して環境 目的を有する持続可能な投資 を行う比率(下限):__%
 - E U タクソノミーに基づき 環境的に持続可能なものと して適格である経済活動
 - E じタクソノミーに基づき 環境的に持殺可能なものと して適格でない経済活動
- 社会目的を有する持続可能な

- 環境的/社会的(E/S) 特性を促進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも_%の比率で以下の持続可能な投資を行う
 - EUタクソノミーに基づき環境的に持続 可能なものとして適格である経済活動へ の環境目的を有する持続可能な投資
 - EUタクソノミーに基づき環境的に持 続可能なものとして適格でない経済活 動への環境目的を有する持続可能な投 音
 - 社会目的を有する持続可能な投資
- E/S特性を促進するものではあるが、 持続可能な投資を行わない

社会目的を有する持続可能な 投資を行う比率(下限):__%

この金融商品により、いかなる環境的および/または社会的特性が促進さ

れるか? 当サブ・ファンドにより以下の特性が促進される。

ナステナビリティ

サステナビリティ 指標とは、金融され 品により促進され社 会の的特性がどれる うに実現されるので ある。

ベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイル、またはUBSのESGコンセンサス・スコアの上位50%のサステナビリティ・プロファイルを有する発行体に少なくとも資産の51%を投資すること。

ベンチマークは、環境的および/または社会的特性に応じて構成銘柄を評価し、または含めること を行わない広範な市場指数であるため、当サブ・ファンドにより促進される特性に沿うように意図 されたものではない。当サブ・ファンドにより促進される特性を実現する目的のために指定されて いるESG参照ベンチマークはない。

この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度 を測定するためにどのようなサステナビリティ指標が用いられるか?

上記の特性は、それぞれ以下の指標を用いて測定される。

強力な環境・社会パフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて発行体/企業を特定するためにUBS ESGコンセンサススコアを用いる。このUBS ESGコンセンサススコアは、内部および認められた外部プロバイダーからのESGスコアデータの標準加重平均である。プロバイダー1社からのESGスコアに依拠する場合よりも、コンセンサススコアのアプローチは、サステナビリティ・プロファイルの有効性の確信度を高める。

UBS ESGコンセンサススコアは、環境、社会およびガバナンス (ESG) の側面に関して、関連する発行体/企業のパフォーマンス等のサステナビリティ要因を評価する。かかる ESGの側面は、発行体/企業が事業を展開している主要分野およびESGリスクの管理におけるその有効性に関連する。環境要因および社会要因には、(とりわけ)環境フットブリントおよび経営効率、環境リスク管理、気候変動、天然資源の使用、汚染・廃棄物管理、労働基準およびサブライチェーンの監理、人的資本、ボード・ダイバーシティ、労働安全衛生、製品安全性、ならびに詐欺防止および汚職防止のガイドラインが含まれる可能性がある。

サブ・ファンドの各投資対象は、UBS ESGコンセンサススコア (0~10の基準で、10が 最高のサステナビリティ・プロファイル)を有する。

- □ この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は 何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか?
 該当なし。
- □ この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境 面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいか にして避けるのか?

該当なし。

サステナビリティ要因への悪影響の指標はどのように考慮されている のか?

該当なし。

持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと 人権に関する指導原則にどのように適合しているか?(詳細)

落当たし

主要な悪影響と

EUタクソノミーは、タクソノミー適合投資はEUタクソノミーの目的を 著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原 別を定めており、具体的なEU基準が伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関する EU基準を考慮している当サブ・ファンドの原投資対象のみに適用され る。当サブ・ファンドの残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な 経済活動に関するEU基準を考慮したものではない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはな らない。



この金融商品はサステナビリティ要因への主要な悪影響を考慮するか?

考慮する。

* 考慮しない。



この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか?

ESGインテグレーション:

ESGインテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大なESGリスクを検討することにより行われる。ESGインテグレーションにより、ボートフォリオ・マネジャーが投資決定に影響を及ぼす財務上関連するサステナビリティ要因を特定し、投資決定を実行に移す際にESGに関する検討事項を組み入れることができるようになり、またESGリスクを体系的にモニタリングし、リスク選好度およびリスク制約と比較することが可能となる。ESGインテグレーションは、有価証券の選定、投資に対する確信度およびボートフォリオの組入比率を通じてボートフォリオ構築にも役立つ。

- ・ 企業発行体の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす可能性がある財務上関連する 要因をセクター毎に特定するUBS内総のESG重大問題の枠組みを利用する。財務上の重要性に 対するかかる姿勢により、企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能 性があるサステナビリティ妥因をアナリストが重視することが確保される。また、ESGインテダ レーションにより、企業のESGリスク・プロファイルを改善し、これにより企業の財務パフォー マンスに対してESG上の問題が及ぼす滞在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会 を見出すことができる。ボートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および外部の複数のESGのデータ・ソースを組み合わせたUBS内部のESGリ スク・ダッシュボードを用いている。ボートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにE SGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがボートフォリオ・マネ ジャーに対してESGリスクを明確に示す。
- 企業以外の発行体の場合、ボートフォリオ・マネジャーは、重要なESG要因に関するデータを統合した定性的または定集的なESGリスク評価を適用する。

重大なサステナビリティ/ESGに関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットブリント、健康および福祉、人権、サブライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

投資戦略とは、投 資目的およびリス ク許容度等の要素 に基づく投資判断 の指針となるもの である。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー:

ボートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ボリシーは、当サブ・ファンドの投資ユニバースに適用される除外 (エクスクルージョン) 事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクルージョン・ボリシーへのリンクは、本書「投資方針」に記載されている。

この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資機略の結合要素はどのようなものか?

当サブ・ファンドにより促進される。または複数の特性を実現するための投資対象を選定 するため、投資戦略の以下の一または複数の結合要素が用いられる。

ベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイルまたはUBSのESGコンセンサス・スコアの上位 50%のサステナビリティ・プロファイルを有する発行体に少なくとも資産の51%を投資すること。

計算では、現金、デリバティブおよび無格付投資商品は考慮されない。

四半期末に、当該四半期のすべての営業日における価額の平均値を用いて、一または複数の結合要素が計算される。

当該投資機略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約 された最低比率はどのくらいか?

該当なし。

投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのような ものか?

良好なコーボレート・ガバナンスは持続可能なパフォーマンスの主要な推進力であるため、ボートフォリオ・マネジャーの投資戦略に織り込まれている。ボートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および認められた外部プロパイダーからの複数のESGのデータ・ソースを組み合わせた独自のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ボートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがボートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。良好なガバナンスの評価には、取締役会の構造および独立性、報酬の整合性、所有および経営の透明性ならびに財務報告について見ることが含まれる。

良好なガバナンス 慣行には、健全な 経営体質、従業員 関係、スタッフの 報酬および税務コ ンプライアンスが 含まれる。



資産配分とは、特定 の資産への投資の割 合を説明するもので ある。

タクソノミー適合活動は、以下のものに 占める割合として表 される。

- 投資先企業のグリ ーン活動による収 益の割合を反映し た売上高
- 投資先企業が行う グリーン投資 (例 えば、グリーン経 済への移行のため のもの)を示す資 本的支出 (CapEx) - 投資先企業のグリ

ーン事業活動を反

映した事業運営費 (OpEx)

この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか?

当サブ・ファンドにより促進される環境的および/または社会的特性を満たすために利用される投資対象の最低比率は 51%である。



#1 E/S特性に整合には、当サブ・ファンドにより促進される環境的または社会的特性を実現するために利用される当サブ・ファンドの投資対象が含まれる。

#2 その他には、環境的または社会的特性に整合しておらず、かつ、特練可能な投資対象としての適格性も有していない当サブ・ファンドの残りの投資対象が含まれる。

この金融商品により促進される環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか?

当サブ・ファンドにより促進される特性の実現のためにデリバティブは利用されない。デ リバティブは、主としてヘッジ目的および流動性管理目的のために利用される。

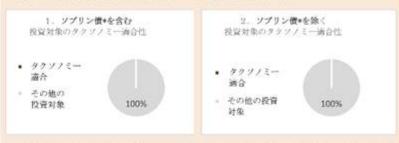


環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度EUタクソノミーに適合しているか?

該当なし。

イネーブリング活動 とは、他の活動が環 境目的に大きく貢献 することを直接的に 可能にするものであ

トランジショナル活動とは、低炭素の代明 特丁段がまだ利用であり、とりわけ湿率が 果ガス排出水準がみ に相当しているものである。 以下の2つのグラフは、EUタクソノミーに適合している投資対象の最低割合を繰(本書に 該当箇所はありません。)で示している。ソプリン債*のタクソノミー適合性を判断する適 切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソプリン債を含むすべての投資対 象に関してタクソノミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソプリ ン債以外の投資対象に関してのみタクソノミー適合性を示している。



これらのグラフの解釈上、「ソブリン債」はすべてのソブリン・エクスボージャーで構成される。

は、EUタ クソノミーに基づく 環境的に持続可能な 経済活動の基準を考 慮していない、環境 目的を有する持続可 能な投資である。 トランジショナル活動およびイネーブリング活動への投資の最低割合はどのくらいか?

減当なし。



EUタクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか?

該当なし。



社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか?

該当なし.

どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資 対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフ ガードはあるのか?

流動性管理およびボートフォリオ・リスク管理の目的のための現金および無格付商品が「#2 その他」に含まれる。無格付商品には、環境的または社会的特性の実現度の測定に必要とされ るデータを入手することができない有価証券も含まれることがある。



この金融商品がこの金融商品の促進する環境的および/または社会的特性に整合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか?

当サブ・ファンドが当サブ・ファンドの促進する特性に整合しているかを判断する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

参照ベンチマークと は、金融商品が当該 金融商品の促進する 環境的または社会的 特性を実現するかを 測定するための指数 である。 参照ベンチマークは、この金融商品により促進される環境的または社会的 特性それぞれとどのように継続的に整合するのか?

該当なし、

- 投資戦略と指数の手法の整合性はどのように継続的に確保されるのか?

 該当なし。
- 指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか? 該当なし。
- 指定指数の計算に用いられる方法を探す場合、どこを参照すればよいか? 該当なし。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいか?

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト (www.ubs.com/funds) で参照することができる。

規則(EU)2019/2088 第8条第1項、第2項および第2a項ならびに 規則(EU)2020/852 第6条第1項において言及される

金融商品に関する契約前の情報開示

EUタクソノミー とは、規則(E U) 2020/852 K 定められる分類シ ステムであり、環 境的に持続可能な 経済活動の一覧を 定めたものであ る。当該規則は、 社会的に持続可能 な経済活動の一覧 を定めていない。 環境目的を有する 持続可能な投資 は、タクソノミー に適合している場 合もあれば、適合 していない場合も ある。

サステナビリティ 指標とは、金融商 品により促進され る環境的または社 会的特性がどのよ うに実現されるか を測定するもので ある。 商品名:UBS (Lux) ポンド・ファンドーユーロ・フレキシブル 法人識別番号: 549300284KENPPINLG44

マの人間かりは他体ではたれかり他ナナンマンフェの

環境的および/または社会的特性

	はい	• * いいえ
E	下の経済活動に対して環境 的を有する持続可能な投資 行う比率(下限):% EUタクソノミーに基づき 環境的に持続可能なものと して適格である経済活動 EUタクソノミーに基づき 環境的に持殺可能なものと して適格でない経済活動	るものであり、持続可能な投資を目的としていないものの、少なくとも%の。 率で以下の持続可能な投資を行う EUタクソノミーに基づき環境的に持続 可能なものとして適格である経済活動へ の環境目的を有する持続可能な投資
133	会目的を有する持続可能な (資を行う比率 (下限):%	★ E/S特性を促進するものではあるが、 持続可能な投資を行わない

この金融商品により、いかなる環境的および/または社会的特性が促進されるか?

当サブ・ファンドにより以下の特性が促進される。

- ベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイル、 またはUBSのESGコンセンサス・スコアの上位50%のサステナビリティ・プロファイルを 有する発行体に少なくとも資産の51%を投資すること。
- 2) UBSのESGリスク・ダッシュボードにおいて「反社会性」を示している発行体のソプリン 使に投資するサブ・ファンドの資産の割合をベンチマークの割合より低くすること。

ベンチャークは、環境的および/または社会的特性に応じて構成銘柄を評価し、または含めること を行わない広範な市場指数であるため、当サブ・ファンドにより促進される特性に沿うように意図 されたものではない。当サブ・ファンドにより促進される特性を実現する目的のために指定されて いるESG参照ベンチャークはない。

この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度 を測定するためにどのようなサステナビリティ指標が用いられるか?

上記の特性は、それぞれ以下の指標を用いて測定される。

特性1)について:

強力な環境・社会パフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有 する投資ユニバースについて発行体/企業を特定するためにUBS ESGコンセンサススコ アを用いる。このUBS ESGコンセンサススコアは、内部および認められた外部プロバイ ダーからのESGスコアデータの標準加重平均である。プロバイダー1社からのESGスコ アに依拠する場合よりも、コンセンサススコアのアプローチは、サステナビリティ・プロフ ァイルの有効性の確信度を高める。

UBS ESGコンセンサススコアは、環境、社会およびガバナンス (ESG) の側面に関して、関連する発行体/企業のパフォーマンス等のサステナビリティ要因を評価する。かかる ESGの側面は、発行体/企業が事業を展開している主要分野およびESGリスクの管理におけるその有効性に関連する。環境委囚および社会契囚には、(とりわけ)環境フットプリントおよび経営効率、環境リスク管理、気候変動、天然資源の使用、汚染・廃棄物管理、労働基準およびサブライチェーンの監理、人的資本、ボード・ダイバーシティ、労働安全衛生、製品安全性、ならびに詐欺防止および汚職防止のガイドラインが含まれる可能性がある。

サブ・ファンドの各投資対象は、UBS ESGコンセンサススコア (0~10の基準で、10が 最高のサステナビリティ・プロファイル)を有する。

特性2)について:

ボートフォリオ・マネージャーは重大なESGリスクがある企業を識別するために、複数の ESGデータ・ソースを組み合わせた独自のESGリスク・ダッシュボードを用いる。ボートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがボートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。

反社会性は、ある国の繁栄および経済発展に影響を与える可能性がある大きな影響力を有す る出来事および事象(自然災害、労働者の権利または環境汚染等(ただし、これらに限定さ れない。))を明らかにする。反社会性による影響を効率的かつ持続可能な方法により管理 する国の能力を測定する。

この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は 何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか?

該当なし。

□ この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境 面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい書を及ぼすことをいか にして避けるのか?

該当なし。

サステナビリティ要因への悪影響の指標はどのように考慮されている のか?

裁当なし。

主要な悪影響と

持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと 人様に関する指導原則にどのように適合しているか? (詳細)

該当なし。

EUタクソノミーは、タクソノミー適合投資はEUタクソノミーの目的を 著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原 則を定めており、具体的なEU基準が伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関する EU基準を考慮している当サブ・ファンドの原投資対象のみに適用され る。当サブ・ファンドの残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な 経済活動に関するEU基準を考慮したものではない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはな らない。



この金融商品はサステナビリティ要因への主要な悪影響を考慮するか?

考慮する。

* 考慮しない。



この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか?

ESGインテグレーション:

ESGインテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大なESGリスクを検討することにより行われる。ESGインテグレーションにより、ボートフォリオ・マネジャーが投資決定に影響を及ぼす財務上関連するサステナビリティ要因を特定し、投資決定を実行に移す際にESGに関する検討事項を組み入れることができるようになり、またESGリスクを体系的にモニタリングし、リスク選好度およびリスク制約と比較することが可能となる。ESGインテグレーションは、有価証券の選定、投資に対する確信度およびボートフォリオの組入比率を通じてボートフォリオ構築にも役立つ。

- ・ 企業発行体の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす可能性がある財務上関連する 要因をセクター毎に特定するUBS内部のESG重大問題の枠組みを利用する。財務上の重要性に 対するかかる姿勢により、企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能 性があるサステナビリティ要因をアナリストが重視することが確保される。また、ESGインテグ レーションにより、企業のESGリスク・プロファイルを改善し、これにより企業の財務パフォー マンスに対してESG上の問題が及ぼす潜在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会 を見出すことができる。ボートフォリオ・マネジャーは、電大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および外部の複数のESGのデータ・ソースを組み合わせたUBS内部のESGリ スク・ダッシュボードを用いている。ボートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにE SGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがボートフォリオ・マネ ジャーに対してESGリスクを明確に示す。
- 企業以外の発行体の場合、ボートフォリオ・マネジャーは、重要なESG要因に関するデータを統合した定性的または定量的なESGリスク評価を適用する。

投資戦略とは、投 資日的およびリス ク許容度等の要素 に基づく投資判断 の指針となるもの である。

重大なサステナビリティ/ESGに関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー:

ボートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ボリシーは、当サブ・ファンドの投資ユニパースに適用される除外 (エクスクルージョン) 事項を観説したものである。サステナビリティ・エクスクルージョン・ボリシーへのリンクは、本書「投資方針」に記載されている。

この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資機略の結合要素はどのようなものか?

当サブ・ファンドにより促進される一または複数の特性を実現するための投資対象を選定 するため、投資戦略の以下の一または複数の結合要素が用いられる。

特性1) について:

ベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイルまたはUBSのESGコンセンサス・スコアの上位50%のサステナビリティ・プロファイルを有する発行体に少なくとも資産の51%を投資すること。

特性2) について:

UBSのESGリスク・ダッシュボードにおいて「反社会性」を示している発行体のソプ リン値に投資するサブ・ファンドの資産の割合をベンチマークの割合より低くすること。 「反社会性」を示している発行体によるソプリン債がベンチマークに含まれていない場合、 サブ・ファンドは「反社会性」を示している一切の発行体を保育することを認められない。

計算では、現金、デリバティブおよび無格付投資商品は考慮されない。

四半期末に、当該四半期のすべての営業日における価額の平均値を用いて、一または複数の結合要素が計算される。

当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約 された最低比率はどのくらいか?

該当なし。

投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか?

良好なコーボレート・ガバナンスは持続可能なパフォーマンスの主要な推進力であるため、ボートフォリオ・マネジャーの投資戦略に織り込まれている。ボートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および認められた外部プロバイダーからの複数のESGのデータ・ソースを組み合わせた独自のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ボートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがボートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。良好なガバナンスの評価には、取締役会の構造および独立性、報顧の整合性、所有および経営の透明性ならびに財務報告について見ることが含まれる。

良好なガバナンス 慣行には、健全な 経営体質、従業員 関係、スタッフの 報酬および税務コ ンプライアンスが 含まれる。



資産配分とは、特定 の資産への投資の割 合を説明するもので ある。

タクソノミー適合活 動は、以下のものに 占める割合として表 される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した売上高
- 投資先企業が行う グリーン投資 (例 えば、グリーン経 済への移行のため のもの)を示す資 本的支出 (CapEx) - 投資先企業のグリ

-ン事業活動を反

映した事業運営費 (OpEx)

この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか?

当サブ・ファンドにより促進される環境的および/または社会的特性を満たすために利用される投資対象の最低比率は51%である。



#1 E/S特性に整合には、当サブ・ファンドにより促進される環境的または社会的特性を実現するために利用される当サブ・ファンドの投資対象が含まれる。

#2 その他には、環境的または社会的特性に整合しておらず、かつ、特練可能な投資対象としての適格性も有していない当サブ・ファンドの残りの投資対象が含まれる。

この金融商品により促進される環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか?

当サブ・ファンドにより促進される特性の実現のためにデリバティブは利用されない。デ リバティブは、主としてヘッジ目的および流動性管理目的のために利用される。

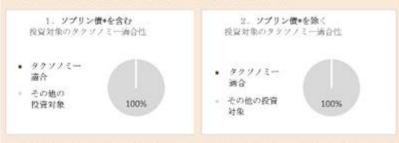


環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度EUタクソノミーに適合しているか?

該当なし。

イネーブリング活動 とは、他の活動が環 境目的に大きく貢献 することを直接的に 可能にするものであ

トランジショナル活動とは、低炭素の代 特下段がまだ利用であり、とりわけ湿率が 果ガス排出水準がみ に相当しているものである。 以下の2つのグラフは、EUタクソノミーに適合している投資対象の最低割合を繰(本書に 該当箇所はありません。)で示している。ソプリン債*のタクソノミー適合性を判断する適 切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソプリン債を含むすべての投資対 象に関してタクソノミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソプリ ン債以外の投資対象に関してのみタクソノミー適合性を示している。



これらのグラフの解釈上、「ソプリン債」はすべてのソブリン・エクスボージャーで構成される。

は、EUタ クソノミーに基づく 環境的に持続可能な 経済活動の基準を考 慮していない、環境 目的を有する持続可 能な投資である。 トランジショナル活動およびイネーブリング活動への投資の最低割合はどのくらいか?

減当なし。



EUタクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか?

該当なし。



社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか?

該当なし。

どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資 対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフ ガードはあるのか?

液動性管理およびボートフォリオ・リスク管理の目的のための現金および無格付商品が「#2 その他」に含まれる。無格付商品には、環境的または社会的特性の実現度の測定に必要とされ るデータを入手することができない有価証券も含まれることがある。



この金融商品がこの金融商品の促進する環境的および/または社会的特性に整合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか?

当サブ・ファンドが当サブ・ファンドの促進する特性に整合しているかを判断する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

参照ベンチマークと は、金融商品が当該 金融商品の促進する 環境的または社会的 特性を実現するかを 測定するための指数 である。 参照ベンチマークは、この金融商品により促進される環境的または社会的 特性それぞれとどのように継続的に整合するのか?

該当なし。

- 投資戦略と指数の手法の整合性はどのように継続的に確保されるのか?

 該当なし。
- 指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか? 該当なし。
- 指定指数の計算に用いられる方法を探す場合、どこを参照すればよいか? 該当なし。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいか?

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト (www.ubs.com/funds) で参照することができる。

規則 (EU) 2019/2088 第8条第1項、第2項および第2 a 項ならびに 規則 (EU) 2020/852 第6条第1項において言及される

金融商品に関する契約前の情報開示

特税ははすなとなかで、 を投的に動きを当的をのより慣したが社舎のででは、 ははすりでは、 ははないでは、 ははないでは、 ははないでは、 ははないでは、 ははないでは、 ははないでは、 はは、 はいると、 ないでは、 ないでいる。 はいると、 ないでいる。 はいると、 ないでいる。 はいると、 はいると

EUタクソノミー とは、規則(E U) 2020/852 K 定められる分類シ ステムであり、環 境的に持続可能な 経済活動の一覧を 定めたものであ る。当該規則は、 社会的に持続可能 な経済活動の一覧 を定めていない。 環境目的を有する 持続可能な投資 は、タクソノミー に適合している場 合もあれば、適合 していない場合も ある。

サステナビリティ 指標とは、金融商 品により促進され る環境的または社 会的特性がどのよ うに実現されるか を測定するもので ある。 商品名:UBS (Lux) ポンド・ファンドーアジア・フレキシブル (米ドル) 法人識別番号:549300S0JR6THZPWHD47

マの人間かりは他体で体を担答り他ナナンマンフェの

環境的および/または社会的特性

	はい	•	* いいえ
目的	の経済活動に対して環境 を有する持続可能な投資)比率(下限):% EUタクソノミーに基づき 環境的に持続可能なものと して適格である経済活動 EUタクソノミーに基づき 環境的に持続可能なものと して適格でない経済活動 して適格でない経済活動	3	環境的/社会的(E/S)特性を促進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも %の具質で以下の持続可能な投資を行う EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資 EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資 社会目的を有する持続可能な投資
1000000	目的を有する持続可能な と行う比率(下限):%		E/S特性を促進するものではあるが、 持続可能な投資を行わない

この金融商品により、いかなる環境的および/または社会的特性が促進されるか?

当サブ・ファンドにより以下の特性が促進される。

ベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイル、またはUBSのESGコンセンサス・スコアの上位50%のサステナビリティ・プロファイルを有する発行体に少なくとも資産の51%を投資すること。

ベンチャークは、環境的および/または社会的特性に応じて構成銘柄を評価し、または含めること を行わない広範な市場指数であるため、当サブ・ファンドにより促進される特性に沿うように意図 されたものではない。当サブ・ファンドにより促進される特性を実現する目的のために指定されて いるESG参照ベンチャークはない。

○ この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度 を測定するためにどのようなサステナビリティ指標が用いられるか?

上記の特性は、それぞれ以下の指標を用いて測定される。

強力な環境・社会パフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて発行体/企業を特定するためにUBS ESGコンセンサススコアを用いる。このUBS ESGコンセンサススコアは、内部および認められた外部プロバイダーからのESGスコアデータの標準加重平均である。プロバイダー1社からのESGスコアに依拠する場合よりも、コンセンサススコアのアプローチは、サステナビリティ・プロファイルの有効性の確信度を高める。

UBS ESGコンセンサススコアは、環境、社会およびガバナンス (ESG) の側面に関して、関連する発行体/企業のパフォーマンス等のサステナビリティ変因を評価する。かかる ESGの側面は、発行体/企業が事業を展開している主要分野およびESGリスクの管理におけるその有効性に関連する。環境要因および社会要因には、(とりわけ)環境フットブリントおよび経営効率、環境リスク管理、気候変動、天然資源の使用、汚染・廃棄物管理、労働基準およびサブライチェーンの監理、人的資本、ボード・ダイバーシティ、労働安全衛生、製品安全性、ならびに詐欺防止および汚職防止のガイドラインが含まれる可能性がある。

サブ・ファンドの各投資対象は、UBS ESGコンセンサススコア (0~10の基準で、10が 最高のサステナビリティ・プロファイル)を有する。

- □ この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は 何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか?
 該当なし。
- □ この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境 面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいか にして避けるのか?

該当なし。

サステナビリティ要因への悪影響の指標はどのように考慮されている のか?

該当なし。

- 持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと 人権に関する指導原則にどのように適合しているか? (詳細)

慈当なし

主要な悪影響と

EUタクソノミーは、タクソノミー適合投資はEUタクソノミーの目的を 著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原 別を定めており、具体的なEU基準が伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関する EU基準を考慮している当サブ・ファンドの原投資対象のみに適用され る。当サブ・ファンドの残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な 経済活動に関するEU基準を考慮したものではない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはな らない。



この金融商品はサステナビリティ要因への主要な悪影響を考慮するか?

考慮する。

* 考慮しない。



この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか?

ESGインテグレーション:

ESGインテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大なESGリスクを検討することにより行われる。ESGインテグレーションにより、ボートフォリオ・マネジャーが投資決定に影響を及ぼす財務上関連するサステナビリティ要因を特定し、投資決定を実行に移す際にESGに関する検討事項を組み入れることができるようになり、またESGリスクを体系的にモニタリングし、リスク選好度およびリスク制約と比較することが可能となる。ESGインテグレーションは、有価証券の選定、投資に対する確信度およびボートフォリオの組入比率を通じてボートフォリオ構築にも役立つ。

- ・ 企業発行体の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす可能性がある財務上関連する 要因をセクター毎に特定するUBS内総のESG 重大問題の枠組みを利用する。財務上の重要性に 対するかかる姿勢により、企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能 性があるサステナビリティ妥因をアナリストが重視することが確保される。また、ESGインテダ レーションにより、企業のESGリスク・プロファイルを改善し、これにより企業の財務パフォー マンスに対してESG上の問題が及ぼす滞在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会 を見出すことができる。ボートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および外部の複数のESGのデータ・ソースを組み合わせたUBS内部のESGリ スク・ダッシュボードを用いている。ボートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにE SGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがボートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。
- 企業以外の発行体の場合、ボートフォリオ・マネジャーは、重要なESG要因に関するデータを統合した定性的または定集的なESGリスク評価を適用する。

重大なサステナビリティ/ESGに関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

投資戦略とは、投 資目的およびリス ク許容度等の要素 に基づく投資判断 の指針となるもの である。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー:

ボートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ボリシーは、当サブ・ファンドの投資ユニバースに適用される除外 (エクスクルージョン) 事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクルージョン・ボリシーへのリンクは、本書「投資方針」に記載されている。

この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資機略の結合要素はどのようなものか?

当サブ・ファンドにより促進される。または複数の特性を実現するための投資対象を選定 するため、投資戦略の以下の一または複数の結合要素が用いられる。

ベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイルまたはUBSのESGコンセンサス・スコアの上位50%のサステナビリティ・プロファイルを有する発行体に少なくとも資産の51%を投資すること。

計算では、現金、デリバティブおよび無格付投資商品は考慮されない。

四半期末に、当該四半期のすべての営業日における価額の平均値を用いて、一または複数の結合要素が計算される。

当該投資機略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約 された最低比率はどのくらいか?

該当なし。

投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのような ものか?

良好なコーボレート・ガバナンスは持続可能なパフォーマンスの主要な推進力であるため、ボートフォリオ・マネジャーの投資戦略に織り込まれている。ボートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および認められた外部プロバイダーからの複数のESGのデータ・ソースを組み合わせた独自のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ボートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがボートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。良好なガバナンスの評価には、取締役会の構造および独立性、報酬の整合性、所有および経営の透明性ならびに財務報告について見ることが含まれる。

良好なガバナンス 慣行には、健全な 経営体質、従業員 関係、スタッフの 報酬および段務コ ンプライアンスが 含まれる。



資産配分とは、特定 の資産への投資の割 合を説明するもので ある。

タクソノミー適合活 動は、以下のものに 占める割合として表 される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した売上高
- 投資先企業が行う グリーン投資 (例 えば、グリーン経 済への移行のため のもの)を示す資 本的支出 (CapEx) - 投資先企業のグリ

ーン事業活動を反

映した事業運営費 (OpEx)

この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか?

当サブ・ファンドにより促進される環境的および/または社会的特性を満たすために利用される投資対象の最低比率は51%である。



#1 E/S特性に整合には、当サブ・ファンドにより促進される環境的または社会的特性を実現するために利用される当サブ・ファンドの投資対象が含まれる。

#2 その他には、環境的または社会的特性に整合しておらず、かつ、特続可能な投資対象としての適格性も有していない当サブ・ファンドの残りの投資対象が含まれる。

この金融商品により促進される環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか?

当サブ・ファンドにより促進される特性の実現のためにデリバティブは利用されない。デ リバティブは、主としてヘッジ目的および流動性管理目的のために利用される。

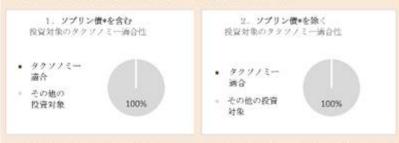


環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度EUタクソノミーに適合しているか?

該当なし。

イネーブリング活動 とは、他の活動が環 境目的に大きく貢献 することを直接的に 可能にするものであ

トランジショナル活動とは、低炭素の代明 特下段がまだ利用であり、とりわけ湿率が 果ガス排出水準がみ に相当しているものである。 以下の2つのグラフは、EUタクソノミーに適合している投資対象の最低割合を繰(本書に 該当箇所はありません。)で示している。ソプリン債*のタクソノミー適合性を判断する適 切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソプリン債を含むすべての投資対 象に関してタクソノミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソプリ ン債以外の投資対象に関してのみタクソノミー適合性を示している。



これらのグラフの解釈上、「ソブリン債」はすべてのソブリン・エクスボージャーで構成される。

は、EUタ クソノミーに基づく 環境的に持続可能な 経済活動の基準を考 慮していない、環境 目的を有する持続可 能な投資である。 トランジショナル活動およびイネーブリング活動への投資の最低割合はどのくらいか?

減当なし。



EUタクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか?

該当なし。



社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか?

該当なし。

どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資 対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフ ガードはあるのか?

流動性管理およびボートフォリオ・リスク管理の目的のための現金および無格付商品が「#2 その他」に含まれる。無格付商品には、環境的または社会的特性の実現度の測定に必要とされ るデータを入手することができない有価証券も含まれることがある。



この金融商品がこの金融商品の促進する環境的および/または社会的特性に整合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか?

当サブ・ファンドが当サブ・ファンドの促進する特性に整合しているかを判断する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

参照ベンチマークと は、金融商品が当該 金融商品の促進する 環境的または社会的 特性を実現するかを 測定するための指数 である。 参照ベンチマークは、この金融商品により促進される環境的または社会的 特性それぞれとどのように継続的に整合するのか?

該当なし。

- 投資戦略と指数の手法の整合性はどのように継続的に確保されるのか?

 該当なし。
- 指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか? 該当なし。
- 指定指数の計算に用いられる方法を探す場合、どこを参照すればよいか? 該当なし。

UBSファンド・マネジメント (ルクセンブルグ)エス・エイ(E14900) 訂正有価証券届出書(外国投資信託受益証券)



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいか?

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト (www.ubs.com/funds) で参照することができる。

規則(EU)2019/2088 第8条第1項、第2項および第2a項ならびに 規則(EU)2020/852 第6条第1項において言及される

金融商品に関する契約前の情報開示

EUタクソノミー とは、規則(E U) 2020/852 K 定められる分類シ ステムであり、環 境的に持続可能な 経済活動の一覧を 定めたものであ る。当該規則は、 社会的に持続可能 な経済活動の一覧 を定めていない。 環境目的を有する 持続可能な投資 は、タクソノミー に適合している場 合もあれば、適合 していない場合も ある..

サステナビリティ 指標とは、金融商 品により促進され る環境的または社 会的特性がどのよ うに実現されるか を測定するもので ある。 商品名:UBS (Lux) ポンド・ファンド-グローバル・フレキシブル 法人識別番号:549300Q200E0PZIIR7278

環境的および/または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的	を有しているか?
はい	● * いいえ
以下の経済活動に対して環境 目的を有する持続可能な投資 を行う比率(下限):% EUタクソノミーに基づき 環境的に持続可能なものと して適格である経済活動 EUタクソノミーに基づき 環境的に持殺可能なものと して適格でない経済活動	環境的/社会的(E/S)特性を促進るものであり、持続可能な投資を目的としていないものの、少なくとも_%のり率で以下の持続可能な投資を行う EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資 EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能な投資 在以タクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資
社会目的を有する持続可能な 投資を行う比率(下限):%	★ E/S特性を促進するものではあるが、 持続可能な投資を行わない

この金融商品により、いかなる環境的および/または社会的特性が促進されるか?

当サブ・ファンドにより以下の特性が促進される。

- ベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイル、 またはUBSのESGコンセンサス・スコアの上位50%のサステナビリティ・プロファイルを 有する発行体に少なくとも資産の51%を投資すること。
- 2) UBSのESGリスク・ダッシュボードにおいて「反社会性」を示している発行体のソプリン 債に投資するサブ・ファンドの資産の割合をベンチマークの割合より低くすること。

ベンチマークは、環境的および/または社会的特性に応じて構成銘柄を評価し、または含めること を行わない広範な市場指数であるため、当サブ・ファンドにより促進される特性に沿うように意図 されたものではない。当サブ・ファンドにより促進される特性を実現する目的のために指定されて いるESG参照ベンチマークはない。

この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度 を測定するためにどのようなサステナビリティ指標が用いられるか?

上記の特性は、それぞれ以下の指標を用いて測定される。

特性1)について:

強力な環境・社会パフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有 する投資ユニバースについて発行体/企業を特定するためにUBS ESGコンセンサススコ アを用いる。このUBS ESGコンセンサススコアは、内部および認められた外部プロバイ ダーからのESGスコアデータの標準加重平均である。プロバイダー1社からのESGスコ アに依拠する場合よりも、コンセンサススコアのアプローチは、サステナビリティ・プロフ ァイルの有効性の確信度を高める。

UBS ESGコンセンサススコアは、環境、社会およびガバナンス (ESG) の側面に関して、関連する発行体/企業のパフォーマンス等のサステナビリティ要因を評価する。かかる ESGの側面は、発行体/企業が事業を展開している主要分野およびESGリスクの管理におけるその有効性に関連する。環境委囚および社会契囚には、(とりわけ)環境フットプリントおよび経営効率、環境リスク管理、気候変動、天然資源の使用、汚染・廃棄物管理、労働基準およびサブライチェーンの監理、人的資本、ボード・ダイバーシティ、労働安全衛生、製品安全性、ならびに詐欺防止および汚職防止のガイドラインが含まれる可能性がある。

サブ・ファンドの各役資対象は、UBS ESGコンセンサススコア (0~10の基準で、10が 最高のサステナビリティ・プロファイル)を有する。

特性2)について:

ボートフォリオ・マネージャーは重大なESGリスクがある企業を識別するために、複数の ESGデータ・ソースを組み合わせた独自のESGリスク・ダッシュボードを用いる。ボートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがボートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。

反社会性は、ある国の繁栄および経済発展に影響を与える可能性がある大きな影響力を有す る出来事および事象(自然災害、労働者の権利または環境汚染等(ただし、これらに限定さ れない。))を明らかにする。反社会性による影響を効率的かつ持続可能な方法により管理 する国の能力を測定する。

この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は 何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか?

該当なし。

■ この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境 面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい書を及ぼすことをいか にして避けるのか?

該当なし

サステナビリティ要因への悪影響の指標はどのように考慮されている のか?

該当なし。

主要な悪影響と

は、環境、社会および従業員に関する事項、人権のよう機関はよいででででである。 重、汚職防止に関する事項に関する事項に関する事項に関するようとでは、 サステナビリテ定と投資を表する。 を受けるの影響である。 持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと 人権に関する指導原則にどのように適合しているか? (詳細)

該当なし。

EUタクソノミーは、タクソノミー適合投資はEUタクソノミーの目的を 著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原 則を定めており、具体的なEU基準が伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関する EU基準を考慮している当サブ・ファンドの原投資対象のみに適用され る。当サブ・ファンドの残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な 経済活動に関するEU基準を考慮したものではない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはな らない。



この金融商品はサステナビリティ要因への主要な悪影響を考慮するか?

考慮する。

* 考慮しない。



この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか?

ESGインテグレーション:

ESGインテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大なESGリスクを検討することにより行われる。ESGインテグレーションにより、ボートフォリオ・マネジャーが投資決定に影響を及ぼす財務上関連するサステナビリティ要因を特定し、投資決定を実行に移す際にESGに関する検討事項を組み入れることができるようになり、またESGリスクを体系的にモニタリングし、リスク選好度およびリスク制約と比較することが可能となる。ESGインテグレーションは、有価証券の選定、投資に対する確信度およびボートフォリオの組入比率を通じてボートフォリオ構築にも役立つ。

- ・ 企業発行体の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす可能性がある財務上関連する 要因をセクター毎に特定するUBS内部のESG重大問題の枠組みを利用する。財務上の重要性に 対するかかる姿勢により、企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能 性があるサステナビリティ要因をアナリストが重視することが確保される。また、ESGインテグ レーションにより、企業のESGリスク・プロファイルを改善し、これにより企業の財務パフォー マンスに対してESG上の問題が及ぼす潜在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会 を見出すことができる。ボートフォリオ・マネジャーは、電大なESGリスクがある企業を識別す るために、内部および外部の複数のESGのデータ・ソースを組み合わせたUBS内部のESGリ スク・ダッシュボードを用いている。ボートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにE SGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがボートフォリオ・マネ ジャーに対してESGリスクを明確に示す。
- 企業以外の発行体の場合、ボートフォリオ・マネジャーは、重要なESG要因に関するデータを統合した定性的または定量的なESGリスク評価を適用する。

投資戦略とは、投 資目的およびリス ク許容度等の要素 に基づく投資判断 の指針となるもの である。

重大なサステナビリティ/ESGに関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー:

ボートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ボリシーは、当サブ・ファンドの投資ユニバースに適用される除外 (エクスクルージョン) 事項を観説したものである。サステナビリティ・エクスクルージョン・ボリシーへのリンクは、本書「投資方針」に記載されている。

この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資機略の結合要素はどのようなものか?

当サブ・ファンドにより促進される一または複数の特性を実現するための投資対象を選定 するため、投資戦略の以下の一または複数の結合要素が用いられる。

特性1) について:

ベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイルまたはUBSのESGコンセンサス・スコアの上位50%のサステナビリティ・プロファイルを有する発行体に少なくとも資産の51%を投資すること。

特性2) について:

UBSのESGリスク・ダッシュボードにおいて「反社会性」を示している発行体のソブ リン債に投資するサブ・ファンドの資産の割合をベンチマークの割合より低くすること。 「反社会性」を示している発行体によるソブリン債がベンチマークに含まれていない場合、 サブ・ファンドは「反社会性」を示している一切の発行体を保育することを認められない。

計算では、現金、デリバティブおよび無格付投資商品は考慮されない。

四半期末に、当該四半期のすべての営業日における価額の平均値を用いて、一または複数 の結合要素が計算される。

当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約 された最低比率はどのくらいか?

該当なし。

投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのような ものか?

良好なコーボレート・ガバナンスは持続可能なパフォーマンスの主要な推進力であるため、ボートフォリオ・マネジャーの投資戦略に織り込まれている。ボートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および認められた外部プロバイダーからの複数のESGのデータ・ソースを組み合わせた独自のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ボートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがボートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。良好なガバナンスの評価には、取締役会の構造および独立性、報酬の整合性、所有および経営の透明性ならびに財務報告について見ることが含まれる。

良好なガパナンス 慣行には、健全な 経営体質、従業員 関係、スタッフの 報酬および税務コ ンプライアンスが 含まれる。



資産配分とは、特定 の資産への投資の割 合を説明するもので ある。

タクソノミー適合活動は、以下のものに 占める割合として表 される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した売上高
- 投資先企業が行う グリーン投資 (例 えば、グリーン経 済への移行のため のもの)を示す資 本的支出 (CapEx) - 投資先企業のグリ

ーン事業活動を反

映した事業運営費 (OpEx)

この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか?

当サブ・ファンドにより促進される環境的および/または社会的特性を満たすために利用される投資対象の最低比率は51%である。



#1 E/S特性に整合には、当サブ・ファンドにより促進される環境的または社会的特性を実現するために利用される当サブ・ファンドの投資対象が含まれる。

#2 その他には、環境的または社会的特性に整合しておらず、かつ、特練可能な投資対象としての適格性も有していない当サブ・ファンドの残りの投資対象が含まれる。

この金融商品により促進される環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか?

当サブ・ファンドにより促進される特性の実現のためにデリバティブは利用されない。デ リバティブは、主としてヘッジ目的および流動性管理目的のために利用される。

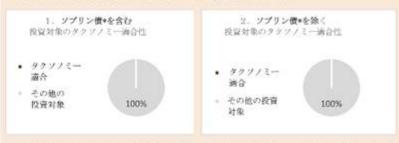


環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度EUタクソノミーに適合しているか?

該当なし。

イネーブリング活動 とは、他の活動が環 境目的に大きく貢献 することを直接的に 可能にするものであ

トランジショナル活動とは、低炭素の代明 特下段がまだ利用であり、とりわけ湿率が 果ガス排出水準がみ に相当しているものである。 以下の2つのグラフは、EUタクソノミーに適合している投資対象の最低割合を繰(本書に 該当箇所はありません。)で示している。ソプリン債*のタクソノミー適合性を判断する適 切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソプリン債を含むすべての投資対 象に関してタクソノミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソプリ ン債以外の投資対象に関してのみタクソノミー適合性を示している。



これらのグラフの解釈上、「ソプリン債」はすべてのソブリン・エクスポージャーで構成される。

は、EUタ クソノミーに基づく 環境的に持続可能な 経済活動の基準を考 慮していない、環境 目的を有する持続可 能な投資である。 トランジショナル活動およびイネーブリング活動への投資の最低割合はどのくらいか?

減当なし。



EUタクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか?

該当なし。



社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか?

該当なし。

どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資 対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフ ガードはあるのか?

流動性管理およびボートフォリオ・リスク管理の目的のための現金および無格付商品が「#2 その他」に含まれる。無格付商品には、環境的または社会的特性の実現度の測定に必要とされ るデータを入手することができない有価証券も含まれることがある。



この金融商品がこの金融商品の促進する環境的および/または社会的特性に整合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか?

当サブ・ファンドが当サブ・ファンドの促進する特性に整合しているかを判断する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

参照ベンチマークと は、金融商品が当該 金融商品の促進する 環境的または社会的 特性を実現するかを 測定するための指数 である。 参照ベンチマークは、この金融商品により促進される環境的または社会的 特性それぞれとどのように継続的に整合するのか?

該当なし、

- 投資戦略と指数の手法の整合性はどのように継続的に確保されるのか?

 該当なし。
- 指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか? 該当なし。
- 指定指数の計算に用いられる方法を探す場合、どこを参照すればよいか? 該当なし。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいか?

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト(www.ubs.com/funds)で参照することができる。